

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成26年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成26年3月10日

9時01分開議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第20号 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更について	10
日程第5	議案第21号 消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	12
日程第6	議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第7	議案第23号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	18
日程第8	議案第24号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	19
日程第9	議案第25号 那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	22
日程第10	議案第26号 那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例	24
日程第11	議案第27号 那智勝浦町消防長及び消防署長の資格を定める条例	26
日程第12	議案第28号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	27
日程第13	議案第29号 那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	28
日程第14	議案第30号 平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号)	29
日程第15	議案第31号 平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)	41
日程第16	議案第32号 平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第3号)	44
日程第17	議案第33号 平成25年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計補正予算(第1号)	46
日程第18	議案第34号 平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第3号)	47
日程第19	議案第35号 平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第3号)	49
日程第20	議案第36号 平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第2号)	52

日程第21	議案第37号	那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について……………	61
日程第22	議案第38号	那智勝浦町水産物加工体験施設の指定管理者の指定について……………	62
日程第23	議案第39号	林道大雲取線（地すべり・その1）災害復旧工事請負契約の変更について……………	63
日程第24	議案第40号	町道の路線変更について……………	64
日程第25	議案第41号	負担付き寄附の受入れについて……………	65
日程第26	議案第42号	副町長の選任について……………	70

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	左 近 誠	2 番	荒 尾 典 男
3 番	下 崎 弘 通	4 番	森 本 隆 夫
5 番	蜷 川 勝 彦	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	田 中 幸 子	8 番	東 信 介
9 番	松 岡 大 輔	10 番	山 縣 弘 明
11 番	中 岩 和 子	12 番	引 地 稔 治

3. 会議録署名議員の氏名

6 番	湊 谷 幸 三	7 番	田 中 幸 子
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	森 崇	消 防 長	中 嶋 秀 和
参 事 （総務課長）	藪 本 活 英	総務課新病院 建設推進室長	浪 花 潔
会 計 管 理 者	久 原 章 功	病 院 事 務 長	八 木 敦 哉
税 務 課 長	城 本 和 男	住 民 課 長	玉 井 弘 史
福 祉 課 長	福 居 和 之	観 光 産 業 課 長	松 下 安 孝
建 設 課 長	橋 本 典 幸	水 道 課 長	藪 根 敏 夫
教 育 次 長	瀧 本 雄 之	総 務 課 副 課 長	矢 熊 義 人

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	伊 藤 善 之
事 務 局 主 査	寺 地 強
事 務 局 副 主 査	脇 地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しておりますとおり傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

開会に先立ちまして、本年1月16日付にて就任されました森教育長から就任の御挨拶をいただきます。

教育長森君。

○教育長（森 崇君） 御紹介いただきました森でございます。私の選任の際には皆様方の御同意をいただきまして、その節はまことにありがとうございました。

学校教育、社会教育全般にわたりまして那智勝浦町の教育が生き生きしたものになりますよう、一生懸命仕事をしてまいります。先生方の、議員の皆様方の御指導、御鞭撻をいただければ幸いに存じます。どうかよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開会

○議長（森本隆夫君） ただいまから平成26年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開議

○議長（森本隆夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6番湊谷幸三君、7番田中幸子君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森本隆夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） それでは、御報告いたします。

去る3月5日に議会運営委員会を開会いたしまして、平成26年第1回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

本定例会に付議すべき事件は当初予算が13件、規約の変更が1件、条例の制定並びに改正が9件、補正予算が7件、指定管理者の指定が2件、工事請負契約の変更が1件、町道の路線変更が1件、寄附の申し入れが1件、人事案件1件の合計36件となっております。

会期は本日10日から20日までの11日間を予定しております。

本会議7日、純休会が2日、委員会が2日となっております。

議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月20日までの11日間に行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、会期は本日から3月20日までの11日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（森本隆夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

本日ここに平成26年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の中にもかわりませず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される諸案件の説明に先立ち、町政報告を行います。

まず、水産関連について報告いたします。

平成25年の管内3漁協の水揚げは1万2,770トン、68億6,709万7,000円で、数量、金額とも前年を下回りました。

沿岸漁業におきましては、ひき縄漁業のカツオ、マグロ類の不漁はあったものの、イセエビの全国的な単価高、定置網、海藻類の好漁が沿岸漁業全体の水揚げにつながり、水揚げ数量では微減となりましたが、水揚げ金額では増加となっています。

また、マグロはえ縄漁では1万1,177トン、60億2,436万9,000円となり、水揚げ、金額とも前年を下回りました。

勝浦漁港におきまして製氷貯氷施設の建設が完了し、2月1日から新会社による運営がスタートいたしました。

次に、観光関連の報告をいたします。

平成25年の観光客数は、宿泊69万7,302人、日帰り65万8,248人、総数は135万5,550人で、対前年比9.4%の増となりました。これは伊勢神宮式年遷宮に伴い伊勢周辺1泊と勝浦温泉1泊の団体ツアーが数多くつくられたことが大きな要因と考えられます。そのほか、外国からのお

お客様も増加しており、前年比92%増の2万3,531人となっており、台湾、香港のお客様が増加しております。

次に、主な行事につきまして御報告いたします。

1月25日には、恒例のまぐろ祭りが開催され、1万3,000人のお客様で勝浦漁港がにぎわいました。生マグロの即売では、早々と完売するなど、まぐろの町那智勝浦を印象づけるイベントとなりました。

2月16日には南の国の雪まつりが開催され、3万2,200人のお客様でにぎわいました。役場駐車場の雪山は国体のマスコットきいちゃんを題材とした雪像コンテストや、雪と触れ合う子供たちで朝早くからにぎわいを見せました。

2月25日から3月3日まで、体育文化会館におきまして南紀勝浦ビッグひなめぐりが開催されました。1万3,300体のひな人形が体育文化会館アリーナを飾るその様子は見事なもので、期間中、多くのお客様でにぎわいました。また、南紀勝浦ひなめぐりは、いざかた通りを中心に町なかをひな人形が飾り、町歩きを楽しむお客様でにぎわっております。

次に、本議会において提案しております議件について御説明申し上げます。

議件は合計36件であります。その内訳は、平成26年度一般会計を初めとする当初予算13件、平成25年度の補正予算7件、規約の改正1件、条例の制定及び一部改正9件、指定管理者の指定に係るものが2件、工事請負契約の変更が1件、町道の路線変更が1件、負担つき寄附の受け入れが1件及び人事案件が1件の合計36件でございます。

議案第7号から議案第19号の平成26年度予算案の概要について御説明申し上げます。

本年度においても台風12号災害に対する復旧・復興事業に加え、防災・減災対策、さらに福祉と医療を充実させた、より安全・安心なまちづくりに取り組み、また、少子・高齢化への対策、観光産業を初めとした各種産業の振興対策、2015年開催予定の国民体育大会の推進などに重点を置き、豊かさと優しさがあふれる町の実現に向けて積極的に取り組む予算を編成させていただきました。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は178億207万7,000円で、平成25年度予算総額180億3,367万1,000円に対し2億3,159万4,000円、1.3%の減となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ83億5,930万円をお願いするものです。対前年度比8億7,950万円、9.5%の減少となっており、土木費、教育費、災害復旧費の減少が主な要因であります。

新規事業の主なものとしては、ハード面では、産地水産業強化支援事業の凍結保管施設の整備、公衆トイレの改修事業、国体の会場となる体育文化会館の改修事業、各小学校の空調施設整備事業、ソフト面では、消費税の増税に伴う低所得者、子育て世帯への給付金支給事業などとなっております。

また、防災対策関係では、備蓄食料等の整備、津波避難誘導看板の設置、地域防災計画・津波避難計画の作成、下里江川への樋門整備、耐震性貯水槽の整備などとなっております。

また、台風12号災害対策経費としましては、大谷地区残土処理場整備、農林水産施設・公共

土木施設等の災害復旧費などとなっています。

歳入の主たる財源を町税及び地方交付税、国県支出金、地方債に求め、なお不足する財源については基金の取り崩しによる繰り入れを行います。地方交付税につきましては27億5,000万円を見込み計上しております。国県支出金につきましては、災害復旧事業の減少により、対前年度比23.2%、3億8,066万2,000円減の12億5,889万4,000円となっております。町税につきましては、対前年度比1.5%、2,175万8,000円増の14億7,436万4,000円を見込み計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務関係。

企画関係では、紀伊勝浦駅へのエレベーター設置のための紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業補助金をお願いしております。また、過疎地域の活性化のため、引き続き集落支援員及び地域おこし協力隊による過疎対策事業を実施いたします。

福祉関係。

社会福祉関係では、平成25年度補正予算で計上させていただいておりました施設開設準備経費助成特別対策事業補助金につきましては、工事の遅延があることから再度計上させていただきます。

町民センター関係では、町民センター耐震補強等工事の実施をお願いするものでございます。

衛生関係でございますが、通常の定期予防接種とともに、おたふく風邪接種費、水痘接種費の高額な任意接種費用の一部を引き続き助成するとともに、風疹の流行に対応し妊婦とその子供を風疹から守るため、前年度に引き続き和歌山県風疹ワクチン接種緊急助成事業を実施することとなっております。

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、社会保障の充実のための措置とあわせて、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金支給事業を実施することとなっております。また、子育て世帯におきましても影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金の計上をお願いしております。

次に、生活環境関係。

新クリーンセンターの建設予定地の生活環境影響調査を国の循環型社会推進交付金を受けて実施します。また、町廃棄物減量等推進審議会を開催して、新施設の規模や方式、一般廃棄物減量に向けた御審議を願う予定であります。

最終処分場整備に係る事業につきましては、紀南環境広域施設事務組合において取り組んでおります。

し尿処理関係として一部事務組合負担金1億689万1,000円をお願いしております。

現クリーンセンターの施設の運転管理及びごみ収集など運営経費と一般廃棄物処理に係る予算を計上して、老朽する施設の安全・安心なごみ処理に万全を期してまいります。なお、じん

かい収集車1台の買いかえも予定しております。

次に、農林関係。

農林関係におきましては、耕作放棄地対策、観光振興を兼ねた旅館米補助、食育の一環として学校給食米の補助、青年就農給付を引き続き行います。

林業関係では、鳥獣害被害対策、紀州材の需要拡大のための補助金、山林の育成のための間伐補助等を行ってまいります。

水産関係。

平成26年度におきましては、新冷蔵庫の建設に向け、市場第3、第4荷さばき場の解体工事を行うための予算を計上しております。

また、引き続き魚介類放流補助、水産振興会補助、外来船の誘致にもさらに力を入れ、水産業の振興に努めます。

商工関係。

商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、これまで以上に商工会の役割は重要なものとなっております。商工会と連携し、地域商工業の振興と地域の活性化に努めてまいります。

観光関係。

観光関係では、ことしは世界遺産登録10周年に当たるとともに和歌山デスティネーションキャンペーン、来年は国体と、大きな事業が続きます。昨年の伊勢神宮式年遷宮によってふえたお客様を引きつけ、さらにふやすよう、世界遺産とマグロと温泉の町を全国的に発信してまいります。

宣伝広告事業や誘客促進事業、体育文化会館の整備改修や観光客受け入れ態勢整備を行い、全国からのお客様をお迎えします。

また、スポーツ合宿や、最近ふえてきた女性の一人旅の誘客など、多様化するお客様への対応を図ってまいります。

建設土木関係。

建設関係では、大谷地区残土処理場整備事業、公営住宅長寿命化修繕事業及び下里江川樋門整備事業に係る経費をお願いしています。

消防関係。

消防関係では、常に消防組織、施設の充実強化に努めており、今年度におきましては地震及び水不足に対応するため、新たに2基の耐震性貯水槽の設置工事、高規格救急車・高度救命処置用資機材の更新整備、5基の消火栓の設置工事を予定しており、消防力のさらなる強化を進めてまいります。

災害対策関係では、新規事業として、大規模災害に備えた備蓄用食料購入や観光客にも対応した津波避難誘導看板の設置、県地域防災計画との整合性を図る地域防災計画改正、地震、津波に対する避難場所、避難路の見直しを進める津波避難計画作成等を予定しております。また、自主防災組織支援補助や避難路整備支援補助、防災行政無線屋外拡声子局整備等を引き続

き進め、さらなる防災力の向上に努めます。

教育関係。

学校教育関係では、老朽化した色川小・中学校の統合校舎の建設に係る経費及び色川小学校を除く町内5校の小学校の空調設備の整備に係る経費を計上し、生徒が安心して教育を受けることができるよう教育環境の整備を行ってまいります。その他、小学校、中学校の管理費、外国語指導助手配置経費を計上し、那智勝浦町の将来を担う子供たちの教育の充実に努めます。

社会教育関係では、公民館活動を初めとする各種生涯学習や文化活動の支援費用、人権啓発関係費用、世界遺産を初めとする文化財関係費用、スポーツ少年団や体育協会への補助などのほか、平成27年度開催の紀の国わかやま国体推進経費を計上しております。

災害復旧費。

災害復旧では、台風12号被害に伴う道路、橋梁、河川などの災害復旧に引き続き取り組みます。

特別会計。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、後期高齢者支援金など、総額27億1,766万7,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など、総額4億1,135万2,000円を計上いたしております。

簡易水道事業費特別会計につきましては、上水道との統合に係る経費を計上するほか、配水管布設替工事などを進め、給水の安全、安定に努めてまいります。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を継続し、今年度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上しております。

介護保険事業費特別会計につきましては、介護サービスの利用者増に伴う保険給付費の増額により、総額18億5,840万5,000円を計上しております。

次に、企業会計について御説明いたします。

企業会計におきましては、このたび46年ぶりに地方公営企業会計制度の大幅な改正が行われ、民間企業会計基準並びに地方独立行政法人の会計基準との整合性確保に向けた改正となっております。水道、病院、両企業会計におきましても、新会計制度基準に合わせた予算編成となっております。

水道事業会計につきましては、簡易水道との統合整備に係る経費、那智勝浦道路建設に支障となる送水管の移設、水道施設の災害復旧事業に係る経費などをお願いするものです。

町立温泉病院事業会計につきましては、常日ごろから地域の皆様方へのよりよい医療の提供に努めているところですが、当初予算では新病院建設事業に係る経費及び医療機器整備に係る経費などをお願いするものです。

以上が平成26年度予算の大要であります。

引き続き、議案第20号から議案につきまして御説明いたします。

議案第20号は、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更につきまして、施設の所在地及び組合の議会議員の定数を改めるため議会の議決をお願いするものです。

議案第21号は、消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、4月1日から消費税率が8%に引き上げられますので、町例規における消費税率に係る規定を一括で改正するための条例を制定するものです。

議案第22号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、職員手当の新設・廃止、早出遅出勤務制度の導入をお願いするものです。

議案第23号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、支給実績のない手当の削除を行うものです。

議案第24号は、税条例の一部を改正する条例につきまして、認定NPO法人等についても町民税を減免するため減免条項の見直しを行うものです。

議案第25号は、円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、施設の利用料の見直し及び引き上げられる消費税の転嫁を行うものです。

議案第26号は、建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例につきまして、施設の使用料の見直し及び引き上げられる消費税の転嫁を行うものです。

議案第27号は、消防長及び消防署長の資格を定める条例につきまして、関係法令の改正に伴い条例を制定するものです。

議案第28号は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、関係法令の改正に伴い条例を制定するものです。

議案第29号は、消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、関係法令の改正に伴い条例の一部を改正するものです。

議案第30号は、平成25年度一般会計補正予算（第7号）につきまして、主なものとしては、公共施設整備基金への積み立て、国民健康保険事業費特別会計への繰り出し、障害者自立支援事業費、林道施設災害復旧事業費などとなっています。

また、紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金、町立温泉病院繰出金、消防救急無線デジタル化整備事業委託など、事業費の実績見込みや確定による減額、地域の元気交付金充当による財源内訳の変更などとなっています。

議案第31号は、平成25年度国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）につきまして、国県支出金の額の確定及び医療費の増加など決算見込みによる調整となっています。

議案第32号は、平成25年度簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）につきまして、工事単価の高騰による簡易水道統合整備事業費の追加となっています。

議案第33号は、平成25年度住宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして、財源内訳の変更となっています。

議案第34号は、平成25年度介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）につきまして、消費税引き上げに伴う介護報酬に対応するため介護保険システムの改修費用並びに介護予防サービ

ス給付費の実績見込みによる追加となっています。

議案第35号は、平成25年度水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、送水施設整備事業の未執行工事の減額、簡易水道統合整備事業に係る工事費の追加などとなっています。

議案第36号は、平成25年度町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、事業費の確定による減額及びそれに伴う一般会計からの繰入金の減額などとなっています。

議案第37号、議案第38号は、円満地公園及び水産物加工体験施設の指定管理者の指定につきまして、両施設とも指定の期間が3月末日で終了しますので、引き続き指定管理者としての指定をお願いするものです。

議案第39号は、林道大雲取線（地すべり・その1）災害復旧工事請負契約の変更につきまして、請負契約金額変更について議会の議決を求めるものです。

議案第40号は、町道の路線変更につきまして、狗子ノ川地内の町道について、その延長を変更するため議会の議決を求めるものです。

議案第41号は、負担つき寄附の受け入れにつきまして、凍結保管施設の建設用地として土地の寄附を受け入れることについて議会の議決を求めるものです。

議案第42号は、副町長の選任につきまして、副町長の任期が平成26年3月22日で満了となりますので、その選任について議会の同意を求めるものです。

なお、追加議案としまして、工事請負契約の変更2件、工事請負契約の締結1件を予定しております。

以上が本議会に提案いたしました36件の概要であります。

その詳細につきましては各担当から説明いたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様、そして町民の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、町政報告とさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第20号 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更について

○議長（森本隆夫君） 日程第4、議案第20号東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第20号について御説明申し上げます。

〔議案第20号朗読〕

次のページをお願いします。

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約の一部を改正する規約。

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合理約（昭和45年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「2281番地」を「1770番地の15」に改める。

第5条第1項中「関係市町村数と同数」を「12人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2、前項の組合議員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数をもって充てる。

(1)関係市町村の議会議長6人。(2)関係市町村(太地町を除く。)の長5人。(3)太地町長が太地町の職員のうちから指定した者1人。

第5条に次の1項を加える。

3、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる者が事故あるときまたは欠けたときは、その関係市町村の副市町村長または指定する職務代理者をもって第1項の組合議員に充てる。

第6条第1項本文中「関係市町村の」の次に「議会議長及び」を加える。

附則、この規約は平成26年4月1日から施行する。

この規約の変更でございますが、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合が事務所を置く養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム南紀園の施設移転に伴い、事務所の位置の変更をするものでございます。

また、当組合の議会の組織は現在関係市町村の長から成る6人の組合議員で構成しておりますが、当地域において高齢化が進む中で、今後の組合運営に関し、より多くの組合議員から意見をいただき、また議論をし、よりよい施設づくりを推進していく必要があります。このため新たに関係市町村の議会議長を組合議員とし、組合議会の組織を関係市町村の議会議長及び長から成る12人構成に変更することに伴い、議員の定数等について所要の変更を行うものであります。

なお、変更点につきましては、新旧対照表を添付させていただいておりますので御参照ください。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(森本隆夫君) 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森本隆夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森本隆夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森本隆夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森本隆夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第21号 消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第5、議案第21号消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第21号について御説明申し上げます。

〔議案第21号朗読〕

次のページをお願いいたします。

消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改正を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月22日に公布され、その後、閣議において平成26年4月1日から消費税率を4%から6.3%に引き上げると決定されております。同様に、地方税法の改正により地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられております。国、地方合わせて消費税率が5%から8%になるというものでございます。これに伴い、町の条例中、消費税等に関する記載部分の改正をお願いするものでございます。

一つの改正条例が対象とする条例は一つであることが普通であります。対象条例が多くありますので、消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例として一括で改正をお願いしてございます。

お手元の議案第21号消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例関係資料のほうをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

右側が改正前で、左側が改正後となっております。下線を引いた部分が改正する箇所でございます。

まず、第1条として、那智勝浦町町民センター設置等に関する条例の一部改正としてございます。

町民センターの使用料につきましては、改正前条例第8条第2項で、別表に定める金額に「100分の105」を乗じて得た金額としてございますが、これを「100分の108」に改めるものでございます。

第2条、那智勝浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正ですが、条例第17条に申請手数料等の金額を税込み価格で表示しておりますが、改正前の「3万1,500円」を「3万2,400円」に、「1万5,750円」を「1万6,200円」に、それぞれ税率の3ポイント上昇分を加算した金額に改めるものでございます。

第3条、那智勝浦町那智の郷区共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正から、1枚めくっていただき、下のページになりますが、第10条、勝浦商港地区埋立地使用条例の一部改正まで及び次のページの第12条、那智勝浦町消防ポンプ等使用条例の一部改正から第14条、那智勝浦町給水条例の一部改正までにつきましては、第1条の改正と同様、それぞれの条文中「100分の105」を「100分の108」に改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、第11条、那智勝浦町消防手数料条例の一部改正につきましては、消費税率の変更に伴い、別表の金額を改めるものですが、政令により標準となるべき金額が示されておりますので、標準に従い改正させていただくものでございます。

恐れ入ります、1枚戻っていただきまして、第15条、那智勝浦町立温泉病院条例の一部改正につきましては、料金に加算すべき消費税額の算定のもとになる消費税率を規定しておりますので「100分の5」を「100分の8」に改めるものでございます。

議案書のほうでございますが、附則として、第1項は施行期日を、第2項及び第3項は改正後の条例の施行に当たっての経過措置を定めてございます。水道料金などの検針により料金が計算されるものにつきましては、改正後の条例の規定にかかわらず、平成26年4月30日までの間に料金等が確定するものは旧の税率を適用するというものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） ただいまの説明をお伺いしてたんですけれども、那智勝浦町立温泉病院条例だけ「100分の5」と「100分の8」になってますね。これほかの条例との整合性を考えたら「100分の105」と「100分の108」にしたほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、これはどういう理由でしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

御質問のほうは、今回提案させていただいてる条例の中で「100分の105」、それを「100分の108」と改める条文と「100分の5」を「100分の8」に改める条文、そういったものが混在しているというような御質問かと思えます。

これにつきましては、それぞれの条例が制定されたときに、その料金を決定するに当たって税込み価格と申しましょうか、本体価格へ100分の105を乗じて得た額がそのものの使用料とするというたい方のものと、本体価格はこれだけである、それに100分の5を掛けて、消費税額はこれだけであるというようないたい方になっております。そういった関係で「100分の105」あるいは「100分の5」というような表示になっておりますけども、正直申しまして、これになぜそういった形にしたかという特別な根拠はないかと思えます。その時々条例を制定されたときの県のほうから、あるいは国のほうから流れてきた参考例、そういったものに基づいて制定させていただいたものと思っております。

今回につきましても同じような形で「100分の105」とあるものは「100分の108」、「100分の5」とあるものは「100分の8」というふうな形で改正させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第6、議案第22号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第22号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

この条例で改正をお願いしております内容は、大きく3項目ありまして、1つ目は、持ち家に係る住居手当の廃止、2つ目は、管理職員特別勤務手当の創設、3つ目は、育児、介護を行う職員の早出遅出勤務制度の導入でございます。そして、これらの廃止、創設に伴います条項や字句の整理となっております。

まず、5行目の第5条第1号中「第29条の4」を「第29条の5」に改める。この改正につきましては、新たな条を追加することによります条の繰り下げでございます。

6、7行目についてですが、第13条第2項では、職員に支給する手当の種類を列挙してございます。ここに新たに「管理職員特別勤務手当」を追加するというものでございます。

9行目からの第23条の改正ですが、第23条は住居手当の支給対象となる職員及びその金額について規定しております。第1項第1号では、みずから居住するため住宅を借り受け家賃を支払っている職員。第2号では、自己の所有に係る住宅を新築、購入後5年を経過していない職員。第3号では、単身赴任者で配偶者が居住するための住居を借り入れている職員。それぞれに対して住居手当を支給すると規定してございます。

今回の改正では、自己の所有に係る住居手当の支給を廃止するために、関係する条項を削除、繰り上げを行ってございます。国家公務員におきましては、人事院勧告に基づき、既に持ち家に係る住居手当の支給が廃止されており、これに準じて改正するものでございます。

中ほどの第23条の7、次の第29条の3は、新たに条項を追加するものでございますが、第23条の7の追加につきましては、管理職員は管理監督の地位にあるということから勤務時間外に勤務を行っても超過勤務手当を支給されておられません。管理職員が土曜、日曜も特別に出勤して業務に従事することも少なくなく、これらの職員への負担が増大することから、臨時または緊急の必要により、勤務を要しない日または休日に勤務を行った場合に管理職員特別勤務手当を支給するというものでございます。1回の勤務につき8,000円とし、規則で定める勤務の場合は100分の150を乗じて得た額としてでございます。

第29条の3の追加につきましては、職業生活と家庭生活との両立を支援するため、育児を行う職員及び日常生活を営むのに支障のある親族を介護する職員が、職務から完全に離れることなく子育て、介護ができるように環境整備を行うもので、職員からの請求により始業、終業の時刻をあらかじめ定められた時刻に変更して早出遅出勤務を可能にするというものでございます。

管理職員特別勤務手当及び早出遅出勤務につきましても、国においては人事院勧告に基づき既に制度化されており、当町におきましても制度化を進めるものでございます。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

資料として新旧対照表を添付させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） 職員の早出遅出なんですけど、具体的にどのぐらいの時間の早出遅出があるのと、どのぐらいの数を把握しているんかというのと、例えば、役場の始業時間を今8時何分からというのを例えば30分早めるとか、5時を6時にするとかということが、このことによって可能なんか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

早出遅出の時間帯の具体的ということでございますが、現在国のほうで指針的に示されておりますのは、朝の7時から夜の10時まで、その間において勤務時間を変えることなく、現在でしたら7時間45分の勤務時間、フルタイムの時間帯で勤務時間を移動する。具体的には現在8

時30分から5時15分までの勤務時間となっておりでございますけれども、これを仮に朝8時から出勤した場合は午後4時45分で退社する、そのような形で、あらかじめ時間帯を決めておきまして、その時間帯で勤務をしていただくということでございます。

この制度導入によってどれぐらいの職員がそれを利用するかという御質問かと思っておりますけれども、ちょっとその辺まで、数のほうまでは把握してございません。

あと、あくまで公務に支障のない限りということになってまいりますので、職場によりましては、本人様が希望されてもその職場の業務内容等々照らし合わせていって、全てが全て許可が出せるものではないかと考えてございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） お尋ねします。

従来ですね、管理職員特別勤務手当というのはゼロであったということですが、これは数度にわたって管理職手当を減額してきましたね。これをもとに戻すという方法もあったと思いますが、この管理職員の勤務1回につき8,000円を超えない範囲内においてということですがね、これによって予算的には人件費はどのぐらいアップするんかということと、誰がですね、この管理職員についての職務命令は誰が出すのかと。超過勤務あるいは休日の勤務についての要請といいますか、命令といいますか、そういうものは誰が出すのかということ、その2点をお伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

今回条例改正でお願いしております管理職員特別勤務手当、勤務1回につき8,000円というような形で、8,000円以内という形でお願いしてございます。これに伴いまして人件費がどれぐらい上がるかという御質問だったと思っておりますが、今回の改正する条文の中にもございますが、あくまで臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要によりということ規定させていただいております。ということでございまして、通常イベント等で管理職員が参加する、あるいは平日の業務が残ってしまったので土曜、日曜日に出てきて勤務する、こういったものは対象としてございません。そういうことですので、今のところ具体的には人件費がどれぐらい上がるかというところは試算は持ってございません。

この1年間、26年の間にどれだけ臨時または緊急の必要性の発生する業務が出てくるのか、出てこないのか、その辺も現在不透明でございまして、ちょっと人件費のほうは算定してございません。

また、管理職員が勤務するとき、誰が命令を出すのかということでございますが、管理職員、課長等におきましては課の活動というんですか、行事等々把握してございます。実際的には上司による命令によりましては、自発的に出てくることも多々ございますので、そういうことで御了承をお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとお尋ねします。

この管理職員特別勤務手当、この制度なんですけども、これについては町独自のものですか、それとも国、県の指導によって制度化されているものなのかですね。

それと、県内の他の市町村はどのような状況なんか、この制度が、手当がつくられているのかどうかですね、支給されているのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えいたします。

管理職員特別勤務手当、これは町独自の制度かというような御質問でございますけども、これは町独自の制度ではございません。国のほうの人事院勧告に基づき、国のほうが既に制度化されております。県のほうでも制度化されております。

それと、県内の状況でございますけども、この制度を導入している市町村数は県内では18市町村でございます。その決算から見まして、この制度によりどれぐらい支給したかということですけども、制度はあるけども、なかなか支給されたという実績はそう多くはございません。そのように私のほうは把握してございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 国の人事院の制度によって行っているということで、よくわかりました。

ただちょっと一つ確認したいんですけどね、町長、その管理職手当なんですけども、今平成22年から26年まで4年間、減額してますよね、40%。それについては今後どうされるんか。これをまあ、こういう手当を創設するんですけども、これはまあこれでその緊急の場合は出るんですけども、やはり管理職という立場でそれだけの責任を負わされている中で40%カットしていると、そういうことの中で、それは今後どうされるんか。この4月1日からどうされるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

減額措置はこの3月31日で切れるようになっております。この間の40%ということで、この間、労使関係の中でも議論したところでございまして、26年度におきましては40%を20%と、その次の年度でもとの金額に戻すということを今のところ組合ともそういう話を進めて、この26年度では20%まで、本来ならこの年度でもとに戻すべきところだったんですけども、緩和してそういうことにさせていただきました。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第23号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第7、議案第23号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第23号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、別表に規定されている機械整備手当に係る項目を削除するというものでございます。

この条例の別表では、特殊勤務手当を支給する対象職員、種類、金額等を定めており、消防署ではしご車を保有していた間は整備する消防職員に対し機械整備手当を支給しておりましたが、平成16年にはしご車が廃車されてからは手当を支給することなく今日に至っております。現在の支給実績のない手当の名称を残しておく意味もなく、また県からの助言もいただいたことから、今回別表から削除し整理させていただくものでございます。

今後、はしご車が配備された場合、その手当の支給について改めて検討させていただきたいと考えてございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第24号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第8、議案第24号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君） 議案第24号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の次のページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項に次の1号を加える。

（6）前各号に掲げるもののほか、その他特別の事由があるもの。1号から5号の後に6号として、その他特別の事由のあるものを追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

次の関係資料の新旧対照表のほうをお願いいたします。

この第51条ですが、町県民税の減免について定めたものになりますが、（1）には、生活保護法の規定による保護を受ける者など町民税の減免対象となる者、（5）号まで定められております。これにその他特別の事由のあるものを追加することとなります。

今回収益事業を行わないNPO法人、それから地縁団体の法人町民税につきまして公益性のあるものとして県と同じ基準で減免をいたしたく、この条項が必要となってございます。

次のページ、那智勝浦町税の減免に関する規則の一部を改正する規則（案）になりますが、こちらをお願いいたします。

本条例の改正について御可決いただきましたならば、施行期日までにこの那智勝浦町税の減免に関する規則の一部改正を行います。

施行日は、本条例改正と同じ26年4月1日、改正の内容は、ここに1から3までの法人団体がございますが、一般社団、財団法人の非営利型法人、特定非営利活動法人——これがNPOになります——それと、認定地縁団体など、この収益事業を行わない公益法人等について公益

性があると認め、法人町民税を減免するものでございます。

基準につきましては、この規則で定めるものとなります。

平成20年に公益法人の制度改革法が施行され、また特定非営利活動法人など、新たに法で規定される団体も出てまいりました。現状のままでは、同じ法人地方税でありながら、減免規定のある和歌山県の法人県民税は減免されることとなりますが、減免規定のない本町の法人町民税は課税される状況となっております。このため、県の条例と同じ基準、内容で減免できるように条例と規則の改正を行うものであります。

同じ内容を規則でなく、税条例の中に盛り込むことも考えられますが、税条例の規則が煩雑になること、そしてまた、他の税目、固定資産税それから軽自動車税のほうに同様のその他特別の事情、特別の事由のあるものという規定がございまして、詳細についてはこの規則の中で定めることとしております。また、他の市町村の条例も参考にさせていただきまして、この規則の中で減免する法人の基準を定めております。

なお、当然のことではあります。減免の規定につきましては、本来課税されるべき税負担について免除する規定でございますので、県や他市町村の状況を参考にし、また法、規則に基づいて適正に行ってまいります。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 条例の条文としましてこういうふうな表現になるのかと思いますが、その他特別の事由があるものといったら、一般的には広く考えがちですね。だけど、これは規則に定めるということでございますので、どっかにその規則という文字が入らなくても、規則で定めるということで普通理解してもらえるんですかね、この条文だけで、税務課長。

○議長（森本隆夫君） 税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君） 先ほど議員のほうから規則に定めるものという記述のお話がありました。確かに規則に定めるものという記述の仕方もございます。

うちのほう、今回の改正につきましては、固定資産税、軽自動車税の改正内容を参考にいたしまして、特にその規則で定めるものという規定はしておりません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、この条例に基づいて、その他特別の事由があるものということで申し出があった場合は、その規則に定めるほかは特別の事由に当たりませんというような説明をするわけですか。規則に定めてあるんで、その規則に定めてあるもの以外については特別の事由には当たりませんというような、そういう説明をするわけですか、窓口で。

○議長（森本隆夫君） 税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君） 規則に定めのないものについては特別の事由のないものというふうな説明でございますが、この条項を用いまして規則改正、必要であればその時点で規則改正を行

ってまいります。その規則がなければ減免はいたしません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お伺いします。

この条例に該当する地縁団体及びNPO法人の数と、そのNPO法人及び地縁団体が支払っている税額の総額というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 税務課長城本君。

○税務課長（城本和男君） お尋ねのNPO法人、認定NPO法人ですが、町内では6団体、障害者福祉、まあ高齢者介護の関係をされている事業があります。それから認可地縁団体、これは区等に、何々区等で地縁団体に当たるものがございますが、これは町内では27団体ございます。

それから、お尋ねの法人町民税なんですけども、通常、今回お話しさせていただいているのは均等割ということでございまして、資本金が1,000万円以下の法人、町内で従業員が50人以下の団体につきましては5万円ということでございます。ほとんどの場合、この基準に当たりますので、金額としましたらこの5万円掛けるその6団体、27団体という金額になります。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開10時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時19分 休憩

10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第25号 那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第9、議案第25号那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第25号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第25号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）。

コテージ1棟1泊1万7,280円。ログハウス1棟1泊9,720円。オートキャンプ場1区画1泊5,400円、体験交流センター入浴料1人1回、中学生以上430円、小学生220円。ウォータースライダー1人1日540円。バーベキュー施設1台5時間1,620円。

備考、入浴料については小学生未満は無料とする。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

資料としまして、新旧対照表を添付しております。

円満地公園の利用料金につきましては、平成9年の開設以来、ログハウスを除きまして、当時設定した料金で運営を行っております。そのため低料金で据え置いているため、若干の経営に影響を及ぼし、現在赤字の出る年もございます。

今回消費税の改定に伴い、近隣同様施設の料金と比較する中で若干の料金改定をお願いするものであります。コテージ、ログハウスにつきましては、コテージ1万7,280円、ログハウス9,720円とし、それぞれ1,530円、1,320円の値上げを行うものであります。消費税の改正以外の部分で1,000円の引き上げとなります。近隣同様施設の利用料金を参考に、それぞれ利用料金を定員で割った定員1人当たりの利用料金を比較した場合、近隣施設では1人当たり2,975円から3,937円となります。それに比較しまして、本施設のコテージは2,625円、ログハウス2,100円と、安く設定されている中で若干の料金改定をお願いするものであります。

次に、オートキャンプ場の料金につきましては、消費税を外税にして5,400円と改めるものであります。

体験交流センターの入浴料につきましては、消費税の改正とともに近隣の入浴施設の料金を

参考に、中学生以上を430円、小学生220円に、それぞれ改定するものであります。

ウオーターライダーにつきましては、消費税を外税にし540円とするものです。

バーベキュー施設につきましては、現在3時間1,050円の利用を行っておりますが、長時間の利用を望まれるお客様が増加する中で、5時間1,620円とすることで対応していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） これは指定管理の中のやつなんですけど、これ利用料金は指定管理される方が決めるんじゃないしに、こっちが決めて、こうですよという規定があって、例えば一つの料金としても、オートキャンプ場は近隣から見たら高いのかなあと想着て、去年利用させていただいたんですけど、これ近隣とか全国的に見てもちょっと高いんじゃないか、こういう取り方じゃないしに、車スペース1台、スペース分1区画幾らと、1人幾らという形で取ってるところが多いと思うんですけど、これ指定管理される方はこれでやりやすいんですかね、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

この料金につきましては、現在オートキャンプ場5,250円となっております、1区画として貸し出しております。

ほかの施設の中には、1名幾らというような料金設定をしておりますが、本町の場合、当初から1区画を、車1台をとめられる1区画を提供させていただいております。その中で人数についてはその区画内の可能な限りの人数で使用していただいてよいという形で提供しております。その部分については、1人ずつの料金を取るのがよいのか、あるいは区画として1区画単位で取るのがよいのか、それは意見が分かれるところではありますが、こういうふうに貸し出すことによって利用者には喜ばれておると思います。

それと、この料金、指定管理している中での料金の設定につきましては、この料金の範囲内で指定管理者から料金設定をいただいてそれを承認するという形になっておりますので、これが上限として、この料金が上限となって、それでこちらが承認を出すという形となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） その料金が上限で、例えばコテージやったら1万7,280円が上限ということですかね、その辺ちょっと教えていただきたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えします。

指定管理者が料金を設定する場合、この条例に定める範囲内で料金を設定するということで

す。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） ちょっとお尋ねをいたします。

この先ほど説明受けた中で、オートキャンプ場が外税、そしてウオータースライダーが外税、あとは内税ということになるんでしょうかね。どうして外税と、この同じ施設内で外税やの内税やの、そういうふうにして分けられている理由は何かございますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

料金の税額の設定でございますが、オートキャンプ場、ウオータースライダーのときに外税にしたというふうな御説明を申し上げましたが、コテージにありましては1万6,000円プラス消費税、ログハウスにありましては9,000円プラス消費税、そしてオートキャンプ場にありましては5,000円プラス消費税、ウオータースライダーにつきましては500円プラス消費税、バーベキュー施設につきましては1,500円プラス消費税というふうになっております。入浴料につきましては、300円を400円、そして小学生150円を200円にさせていただきまして、その中で消費税を掛けまして端数処理をした金額を設定させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第26号 那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第10、議案第26号那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第26号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第26号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町建設残土処理場に関する条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）。

区分といたしまして、搬入、使用料1トン当たり1,080円。搬出、1トン当たり324円。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

資料といたしまして新旧対照表をごらんください。

搬入1トン当たり840円を1,080円に、搬出1トン当たり252円を324円に、それぞれ変更をお願いするものでございます。

本条例につきましては、大字天満字大谷地区の残土処理場に関する条例でございます。

昨年、平成25年の3月議会におきまして、使用料を1トン当たり800円、1立方メートル当たり1.8トンで1,440円プラス消費税で御承認いただきましたが、大谷残土処理場の造成工事及び搬入土量を再度精査させていただき、工事費と使用料のバランスを考慮し、1トン当たり1,000円プラス消費税でお願いするものでございます。立方メートル当たりで計算いたしますと、1立方メートル当たり1.8トンで1,800円プラス消費税で1,944円になります。造成の総工事費が約11億円、搬入土量が約60万から80万立方メートルです。60万立方メートルで使用料を算出いたしますと11億6,000万円になります。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お伺いします。

この項目の中に搬出とありますけれども、これは土を販売していただけるということでしょうか。

それと、1トン当たり1,080円というのは、ほかの残土処理場と比べて高いのか、安いのか、お伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

搬出につきましては、議員御指摘のとおり、土を購入していただける方の単価でございます。

1,080円の単価の算出根拠ですけれども、新宮東牟婁管内では新宮市で1立方メートル当たり1,800円、串本で1立方メートル当たり1,416円で使用料が設定されております。県内では1立方メートル当たり857円から1立方メートル当たり1万800円までの金額で使用料が設定されております。これはいずれも税なしです。

今回提案させていただく単価につきましては、1立方メートル当たり1,800円プラス消費税ということでお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第27号 那智勝浦町消防長及び消防署長の資格を定める条例

○議長（森本隆夫君） 日程第11、議案第27号那智勝浦町消防長及び消防署長の資格を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 議案第27号那智勝浦町消防長及び消防署長の資格を定める条例。

〔議案第27朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町消防長及び消防署長の資格を定める条例を下記のとおり制定させていただきます。

那智勝浦町消防長及び消防署長の資格を定める条例について説明します。

市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が平成25年9月6日付で公布されたことに伴い、これに基づく条例を制定するよう通知があり、これを受けて本町の条例を別添え

のとおり制定するものであります。

改正理由にあつては、地域の自主性及び自立性を高めるための推進を図るための関係法令の整備に関する法律第7条において消防組織法第15条が一部改正されたことに伴うものであります。

この条例中に「町長が定める期間」にあつてはという文言があります。これにあつては、この条例が可決後、規則を作成する予定になっており、現在作成準備いたしております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第28号 那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第12、議案第28号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 議案第28号那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

〔議案第28号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明します。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に関する政令が平成25年11月27日に公布されたことに伴い、これに基づく条例を改正するものであります。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第29号 那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第13、議案第29号那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 議案第29号那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

〔議案第29号朗読〕

次のページをお願いします。

那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、平成26年3月公布予定（公布時に通知を发出予定）4月1日に施行予定であることに伴い、これに基づく条例改正するよう通知があり、これを受けて本町の条例を改正するものであります。

この改正にあつては、別紙新旧対照表をごらんください。

団員の5年以上10年未満のみ5万6,000円の増額で、全ての階級及び勤務年数者にあつては、それぞれ5万円の増額とするものであります。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。2、この条例による改正後の那智勝浦町

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお、従前の例による。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第30号 平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）

○議長（森本隆夫君） 日程第14、議案第30号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第30号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,909万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,157万円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の規定となっております。

第3条では地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額99億4,066万9,000円、補正額6,909万9,000円の減額、計98億7,157万円となっております。

4ページをお願いいたします。

歳出ですが、款2の総務費から5ページの款12の諸支出金まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費です。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

款3民生費の介護基盤緊急整備等臨時特例補助金から款10災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業まで16件、金額で7億7,505万6,000円の事業を翌年度に繰り越しし、平成26年度で実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的欄中、公営住宅建設事業から臨時財政対策債まで、補正前の限度額25億1,450万円から2億2,030万円を減額し、補正後の限度額を22億9,420万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括として、このページの歳入、次の9ページの歳出について、それぞれ6,909万9,000円の減額をお願いしてございます。歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金2億9,932万1,000円、地方債減額の2億2,020万円、その他916万4,000円、一般財源減額の1億5,738万4,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

2歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額6,066万円を追加し、計は29億4,767万1,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金、節1地域の元気臨時交付金3億9,083万円につきましては、説明欄記載の各事業に充当し、公共施設整備基金へ積み立てるため国庫補助を受け入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4和歌山県バリアフリー化設備等整備事業補助金2,697万1,000円の減額につきましては、紀伊勝浦駅にエレベーターを設置する事業に対する県の補助金でございますが、25年度には工事に着手できておりませんので、計画していた工事関係分の補助金を減額して翌年度で再計上させていただくものでございます。

目7消防費補助金、節6地域グリーンニューディール基金補助金2,082万9,000円の減額につきましては、100%補助ということで説明欄記載の2つの事業を計画させていただいておりましたが、申請後の調査等により補助金を活用して実施が困難であると判断いたしましたので全

額を減額させていただくものでございます。

下のページをお願いいたします。

款16財産収入、目2利子及び配当金につきましては、災害復興寄附基金の利子でございます。

款17寄附金、目2総務費寄附金、節3災害復興寄附基金寄附金につきましては500万円の寄附金を計上させていただいております。

16ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては6,000万円、目2減債基金繰入金につきましては1億円を、それぞれ戻し入れしてございます。

目3災害復興寄附基金繰入金につきましては400万1,000円の基金を取り崩ししてございます。

款19繰越金、目1繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金1億3,211万5,000円を計上させていただいております。

下のページをお願いいたします。

款20諸収入、目1雑入、節1雑入994万1,000円につきましては、市町村振興宝くじの発売庁である都道府県から、その収益金が市町村振興協会を通して県市町村振興協会市町村交付金として交付されるものでございます。

18ページをお願いいたします。

款21町債、目2民生債から目9臨時財政対策債まで、事業費の確定その他の調整により、合計で2億2,030万円を減額補正させていただいております。

19ページをお願いいたします。

3歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節19負担金、補助及び交付金1億7,966万7,000円の減額につきましては、紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金の減額ですが、歳入の県補助金のところでも御説明いたしましたように、25年度には工事には着手しておりませんので、工事費等に係る町の補助金と県の補助金を合わせて減額するものでございます。この補助金につきましては、改めて新年度予算に計上させていただくことを予定してございます。

21ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費、節28繰出金5,289万円の減額につきましては、事業費の確定により町立温泉病院事業会計への繰り出しを減額するものでございます。

24ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費で2,129万7,000円を減額させていただいております。節11需用費5万円の減額、節13委託料108万円の減額、節15工事請負費2,046万7,000円の減額のうち1,969万9,000円の合計2,082万9,000円の減額につきましては、太陽光発電設備整備工事、LED避難誘導灯整備工事の事業未実施による減額でございます。100%補助の地域グ

リーニューディール基金補助金を活用し防災倉庫への太陽光発電施設整備工事及び町指定の避難所へ向かう避難路へのLED避難誘導灯整備工事を計画してございました。太陽光発電設備工事の設置場所は比較的山に近接しておりますが、発電には影響がないと判断いたして計画を行いました。業者を伴った詳細な現地調査の結果、日照条件が当初の見込みを大きく下回ることが判明し、また、代替の場所についても確保できないとして取り下げを判断いたしました。LED避難誘導灯整備工事につきましては、避難所への避難経路に10基の避難誘導灯を計画しておりましたが、計画提出時は平成17年の浸水域想定に基づいておりましたが、昨年3月29日に県が新たな浸水域想定を発表し、東海・東南海・南海の三連動地震による浸水域には設置ができない、既設防犯灯の近くには設置ができない等の制約があり、他の場所を検討いたしました。適所が見つからず、余儀なく設置を諦めることにいたしました。御審議の上、御可決をいただきました予算でございますが、私どもの調査、精査が不十分であったためこのような結果になってしまったことに対して申しわけなく思っております。また、工事請負費の説明欄1行目の防災行政無線簡易屋外拡声子局整備工事につきましては、那智山地区への新たな屋外子局整備について予算を御承認いただいておりますが、他地区の屋外子局が故障により急遽取りかえが必要となり、優先順位を考慮して、用意していた子局をその地区へ流用し、那智山地区での屋外子局整備を翌年度まで待ついただくことになりましたので、その費用を減額させていただくものでございます。節18備品購入費30万円につきましては、紀伊半島大水害記念公園に設置するLED照明器具を購入するものでございます。財源として災害復興寄附基金寄附金を充当してございます。

26ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目7公共施設整備基金費2億5,000万円につきましては、地域の元気臨時交付金を公共施設整備基金へ積み立てるものでございます。

27ページには補正予算給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

歳出の20ページからお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節区分28繰出金4,978万7,000円は、一般会計で繰り入れました保険基盤安定負担金及び国保会計における療養給付費等国庫負担金等の減額等、過不足調整を行いまして受け入れるものでございます。

下段の目9ひとり親家庭等福祉医療費、そして次のページなのですが、項2児童福祉費、目4子ども医療対策費は、財源内訳の変更となっております。

下の段です。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節区分13委託料402万円の減額となっております。9月議会で補正予算御可決いただきまして事業に着手いたしました循環型社会形成推進地域計画、同じく一般廃棄物の施設整備基本計画の業務委託を補正いただいておりますが、契約実績等によりまして減額補正をお願いするものです。一部、循環型社会形

成推進地域計画は本年度完成予定でございますが、施設整備計画につきましては繰越明許とお願い申し上げます。

住民課の関係は以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金、補正額1,050万円につきましては、障害者等の支援に対する負担金でございまして、障害福祉サービスによる生活介護の利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金、補正額30万4,000円につきましては、身体・知的・精神障害等に対する地域での生活の支援を行うもので、事業実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節3障害者自立支援特別対策事業費補助金、補正額52万5,000円でございますが、障害者総合支援法改正に伴う平成26年4月施行分対応のための電算システム改修に対する2分の1の補助金でございます。

目7総務費国庫補助金、節1地域の元気臨時交付金のうち、説明欄記載の下里保育所施設整備事業1億990万円でございますが、経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別の措置として地域の元気臨時交付金創設により今回過疎債の適用分の一部について財源変更を行うものでございます。

13ページをお願いします。

款15県支出金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金、補正額525万円につきましては、国費に連動する障害福祉サービス利用実績見込みによる県の4分の1の負担金でございます。

14ページをお願いします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節7地域生活支援事業費補助金、補正額15万2,000円につきましても国費に連動する障害者等の地域生活支援を行うための4分の1の補助金で、事業実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節17施設開設準備経費助成特別対策事業補助金、補正額減1,740万円につきましては、第5期介護保険事業計画に伴う地域密着型特別養護老人ホームの整備に伴い、25年度で県の内示により補正予算で計上させていただきましたが、資材確保等諸事情により工事の遅延があることから26年度での交付決定としたい旨の連絡を受け、今回減額補正し、新たに新年度で計上をお願いするものでございます。なお、施設整備に係る介護基盤緊急整備等臨時特例補助金1億1,600万円につきましては繰越明許とさせていただきます。

20ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金、補正額減1,740万円につきましては、歳入で御説明いたしました、工事の遅延により県の交付決定を26年度に変更することから今回減額をお願いし、26年度で計上するものでございます。

目3老人福祉費、節28繰出金、補正額95万1,000円でございますが、町持ち分であります介護予防給付費の給付費実績見込み並びに介護保険システム改修による県補助金に対する町持ち分を介護保険事業費特別会計への繰り出しをするものでございます。

目4人権啓発費、節28繰出金、補正額減131万1,000円につきましては、住宅宅地資金貸付事業費特別会計への住宅宅地資金貸付金元利収入の入金状況見込みにより一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

目7障害者福祉費、節13委託料、補正額増165万8,000円につきましては、説明欄記載の移動支援事業委託60万8,000円は利用実績見込みにより増額をお願いするものでございます。電算システム改修委託105万円につきましては、国庫補助金2分の1を受け障害者総合支援法改正に伴う平成26年4月施行分対応のための電算システム改修委託費でございます。節19負担金、補助及び交付金、補正額37万円につきましては、就労支援施設等通所交通費補助金の利用者実績に伴い増額補正をお願いするものでございます。節20扶助費2,100万円につきましては、障害福祉サービスに係る生活介護の利用者増に伴い増額をお願いするものでございます。生活介護は常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する給付事業でございます。

21ページをお願いします。

項2児童福祉費、目5保育所施設整備事業費、節13委託料、補正額減334万1,000円につきましては、下里保育所新築工事に係る設計監理業務委託費の入札差金を減額するものでございます。節15工事請負費、補正額減3,552万3,000円につきましても下里保育所新築工事に係る入札差金を減額するものでございます。なお、遊戯室新築工事分につきましては、資材調達等により工事の遅延があることから繰越明許とさせていただいております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費並びに目5健康増進費につきましては、一般財源から地方債への財源内訳の変更でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 観光産業課の補正予算について説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目3災害復旧費分担金、節2農林水産施設災害復旧費分担金8万9,000円につきましては、林道大雲取線災害復旧工事に係る受益者分担金です。98.4%の国庫補助を除いた20万8,000円のうち35分の15を負担するものであります。この工事につきましては、平成24年度に国の採択を受け、25年度に繰り越して、今現在実施しております。

す。その中で工事の最終工程に予定しております地下水の排除のための集水工事について年度内の実施が不可能となったため、国との協議により平成25年度の事業にのせかえるものでございます。なお、この事業につきましては、平成25年度にのせかえて、26年度に繰り越しして実施する予定でございます。

14ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目9災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金1,278万5,000円につきましては、分担金のところで申しましたとおり、林道大雲取線災害復旧工事に係る補助金で、25年度の補助事業にのせかえを行うもので、事業費1,299万2,700円のうち98.4%を補助として受け入れるものです。先ほど申し上げましたとおり、この事業の実施については26年度に繰り越しして実施する予定でございます。

次に、22ページをお願いします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節19負担金、補助及び交付金の3万9,000円につきましては、県漁港漁場協会負担金で町内での県事業の実施に伴う事業費割の増額でございます。

目2水産振興費、節19負担金、補助及び交付金の200万円につきましては、水産振興会補助に係る増額で、渡の島における外来船への給水施設に係る水道使用料の増によるものです。外来船への給水につきましては、この給水施設と勝浦漁業協同組合の給水施設の2カ所で行っておるところでございます。この給水施設につきましては、平成24年度におきまして漏水のため旧施設の布設がえを行い改善したところでございます。これにより給水時間が短縮される等、作業効率がよくなったため、渡の島給水施設での給水が増加したための補助金の増額をお願いするものでございます。

恐れ入ります、25ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林道施設災害復旧費、節15工事請負費は林道大雲取線災害復旧工事費で地すべり工事に係る地下水排除の集水工で平成24年度分の繰越事業から平成25年度事業へのせかえを行うものでございます。この工事は、現在実施しております災害復旧工事が完了した後、実施を予定していたもので、約5カ月の工期が必要となります。そのため実施に当たっては、国、県と協議する中で平成25年度事業にのせかえをし、26年度へ繰り越しを予定するものでございます。

観光産業課関係の補正予算については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、補正額2億円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分4建設残土処理場使用料でございます。当初予

算におきまして土砂搬入使用料として約24万トン、約13万3,000立方メートルを予定していましたが、地元区への事業説明等、地元調整のおくれ、さらには、工事の発注に当たり工事用道路を4分割に分離発注し工期の短縮を図り早期の完成を目指しましたが、作業員の人員不足等のおくれに伴い、年度内の土砂の搬入ができなくなりましたので減額をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、補正額2,938万6,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載の町営住宅建設事業に伴います国庫補助金の額の確定によるものでございます。

続きまして、目6災害復旧費国庫補助金、補正額1,933万3,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。説明欄記載の公共土木施設災害復旧事業に伴います国庫補助金の額の確定によるものでございます。

14ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目6土木費補助金、補正額710万6,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載の町営住宅建設事業に伴います県補助金の額の確定によるものでございます。

22ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額30万円をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分3職員手当等でございます。説明欄記載の超勤手当でございます。

23ページをお願いします。

項3河川費、目1河川改良費、補正額10万円をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料の1,110万円を減額し、節区分15工事請負費に1,110万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載の江川樋門工事として繰り越しを予定しております。節区分17公有財産購入費10万円につきましては、説明欄記載の河川用地費でございます。現在県道那智山勝浦線の井関、市野々地区で歩道整備事業に伴い町管理河川の天女川にボックスカルバート工事を行っております。地元区長より天女川とボックスカルバートとの取り合わせ部分のスムーズな流れを確保するため河川の左岸側の拡幅の要望を受け、左岸側の民地の用地購入に伴う用地買収費をお願いするものでございます。なお、工事につきましては、県事業の取り合わせ工事で予定しております。

24ページをお願いします。

項6住宅費、目2住宅建設費、補正額537万9,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の町営住宅新築工事の入札差額金でございます。

25ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目2公共土木施設災害復旧費、補正額2,274万5,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の土木施設災害復旧工事に伴います入札差額金等の額の確定によるものでございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 消防長中嶋君。

○消防長（中嶋秀和君） 消防関係について御説明いたします。

24ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節13委託料、説明欄記載の消防救急デジタル化整備委託について6,477万4,000円の減額をお願いするものでございます。これについては、工事入札金の確定により減額するものであります。

消防関係については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育次長（瀧本雄之君） 教育委員会関係の御説明申し上げます。

まず歳入。

15ページをお願いいたします。

款17寄附金、目4教育費寄附金、補正額5万円。節区分1図書館運営費寄附金5万円でございます。これにつきましては、町民の方、町職員OBの方であります。亡くなられて、御遺族の方から図書を買ってくださいというふうに御寄附いただいた、その分の寄附でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

25ページをお願いいたします。

款9教育費、項4社会教育費、目5図書館運営費、補正額5万円、節区分18備品購入費5万円図書。これは御遺族の方からいただきまして、亡くなられた方が歴史的な関係の書籍が好きだったということで、お認めいただきましたら歴史的な書物を、書籍を買いたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時47分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 元気交付金というの、ありますね、元気交付金。いろんなところに元気交付金というのが使われてます。これはどういうふうなところで交付されるんですか、どういうことで。これはまあまあ基金にも交付金が充てられるという、何でもかんでもありですかね、これ、元気交付金というの。まあまあ那智勝浦町やったらこんなけ使うて、こんなけ元気交付金を交付しますよということでしょうかね。

さっきちょっと控室で議論したんですけど、24ページですね、24ページのこの工事請負費ですね、消防費の中の工事請負費、これ防災行政無線簡易屋外拡声子局整備工事というのが振りかえたということですね、振りかえて36万円ばかり、当初の予算より少なくて済んだということですがね、ぱっと出されると、そういうことわからんのですよ、こう計算して。こっちの収入のほうを、14ページの収入のほうを見て、収入より支出のほうが少ないなど、減額されてあるなということで勘違いしたんですけども、このことについてでも、説明で整備工事は36万円ですか、36万2,000円少なくて済んだというような説明がありましたらわかるんですけどね、説明もないまま出されると、なかなか勘違いするということもありますので、今後気いつけていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

まず、地域の元気臨時交付金、これはどんな事業にも使えるのかというような御質問だったかと思います。

これにつきましては、国のほうでは平成24年度の補正予算で交付金が決定されてございます。その用途につきましては、地方単独事業、これは地方の負担金で起債が起こせる事業ということで、そういった事業に充てれるということで交付をされるものでございます。これにつきましては25年度の地元負担金の約8割から9割というような形で国からの配分されるものでございます。

今回予算書のほうに上げさせていただいておりますけれども、下里保育所施設整備事業、道路新設改良事業、公営住宅建設事業、公共施設整備基金積立金、このような形で充てさせていただいております。

この元気交付金につきましては、繰越事業には充てれないということがございました。そういった関係で基金へ積み立てて新年度で取り崩し使用することは可能だということでございましたので、今回2億5,000万円を基金のほうに積み立てて、新年度のほうでまた使わせていただこうと考えております。

24ページの工事請負費、災害対策費の中の工事請負費の関係で△2,046万7,000円ということで減額させていただいております。説明欄のほうには工事名が3件ほど記載させていただいておりますが、ちょっとこちらのほうには金額は記載されておりました。ちょっと私のほうも説明も不足したところがございますけれども、それぞれの金額につきましては、防災行政無線簡易屋外拡声子局整備工事、これが△の76万8,000円、太陽光発電施設整備工事△の972万4,000円、LED避難誘導灯整備工事△の997万5,000円、この3つの合計で工事請負費2,046万

7,000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 21ページの環境衛生費の委託料△の402万円ですか、減額になっているんですけども、これの策定業務委託、ちょっと今回の資料の中に、今循環型社会の資料をもらっているんですけども、その策定も関係あるのかどうか。これ済んで減額なのか、ちょっともう一度説明のほうしていただきたいと思います。

それから、24ページの住宅建設費の工事請負費が537万9,000円、入札差金ということで減額になっているんですけども、この財源内訳のほうを見せていただいたら、国県支出金が3,149万2,000円の減額と、それで地方債1,090万円の減額、公営住宅建設事業債ですね、これは。それで一般財源が282万8,800円とふえているんですけども、これはどういうことでこういう財源内訳になっているのか、その補助金とか地方債が減って、それで一般財源がこれだけなぞふえているのか、その点ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 御説明申し上げます。

まず、ここの委託料なんですが、当初予算で一般廃棄物ごみ処理基本計画というのを予算を頂戴いたしておりまして、そこが300万円ございました。それが現在策定、10月で策定が終わりまして280万円ほどで決算見込みが出てございます。そして、9月の補正で600万円補正をいただきまして、これは那智勝浦町と太地町と合わせて事業を進めておりますが、当面太地町様の予算確保の部分も含めまして、両町の分を一旦予算化いたしております。そして現在完成見込み、この前、お配りさせていただいた資料のほうが循環型社会推進形成の計画書なんですが、これが非常に安い料金で、65万円ほどの委託料で決算見込みが出てございます。今回一部繰越明許させていただいておりますものが施設整備に係る基本計画ということで、これが見込み額132万3,000円ほどということで進めております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

24ページのところの節区分15の工事請負費でマイナス537万9,000円に対しまして、歳入のほうで国費並びに県費のほうが多く出ております。これにつきましては、当初町営住宅の建設に関しまして2分の1補助ということで国費の受け入れ、さらにはそれに対して県費の6分の1補助というので算定しておりました。ただ、国費の算定基準につきましては、国のほうで木造2階建ての場合は延べ床面積に対しまして限度額というのが設定されておまして、うちの場合、限度額を少し超えておまして、その限度額いっぱい2分の1、さらには県費の6分の1を算出したところ、当初総額の2分の1、さらには6分の1より少なくなりましたので、国費につきましては減額補正、さらに県費につきましても減額補正ということで、当初見込んで

いた額よりも、その限度額というのがありましたので、その基準100%いただいているんですけども、どうしても事業費が少し上がってきたものですから、こういう補正を今回お願いしたものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その21ページの関係なんですけども、当初の予算より少なくて済んだというところで、そしてまた、あと繰り越してする分があるということなんですけども、この実績に対して、これは本町と太地町と合同でやってる計画ですよ。それに対して、これは太地町からの委託金なり負担金なりはいただかないのかどうか。この歳入のほうを見ても何もないんで、ちょっとどんなにか、その点確認させてもらいます。

それから、24ページの町営住宅の関係なんですけども、国、県のその限度額を超えていたということは設計単価が高くて、それで入札したその価格も大幅に超えていたということで理解してよろしいんですかね。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 太地町とともに同じような事業をさせていただいておるんですが、私どもの準備室が住民課の環境係に併設、去年の8月1日から兼務と、そして太地町から1名で事業を実施しております。取りまとめとか見積もりとか、いろいろ契約の段階までほぼ推進室でやっておりまして、最終契約金額が、例えば200万円と決まりましたら、那智勝浦町で100万円の予算、太地町で100万円の予算、そういうことで、出のほうで調整をかけております。でするので、事業の費用が決まれば、決まるのは推進室でまとめると、そしてそれを両町で折半してございます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

予算額で説明させていただきますと、井関、市野々、合わせまして約2億4,000万円の事業費に対しまして、そのうちの補助対象が2億2,000万円ということで2,000万円ほど超過しておりますので、それに対して国費並びに県費が減額になっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 建設課のほうはよくわかりました。

住民課長、今後その実績が出ますよね、まあもう大体出てますけども、そしたら今度専決なりできちんと太地町の負担金も出てくるということですか、歳入で。

これ歳入で、それともこの出るほうで半分ずつ分けるということですか、先に。もうこちらでやってるけども、もう太地町のほうでもこの同じ金額が予算で出ると、太地町の一般会計のほうですよ、それでこの那智勝浦町で支払ってる、この出る、歳出に見合った額が太地町でも、その業者のほうへ支払ってるということなんですか。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 太地町の予算の委託料と那智勝浦町の予算の委託料、それぞれ予算措置はばらばらの金額に、よくなっております。勝浦のほうが先行して予算をつけまして、金額が決まった時点で太地町さんが予算化するということで、例えば100万円の予算を那智勝浦町が組みまして業者と委託契約、その予算額に基づいて見積もりとか調整をかけて、100万円と決まれば、太地町さんに折半分の50万円を御連絡申し上げて委託料を組んでいただく。そして業者に支払うのは、太地町さんが50万円の委託契約に基づいて50万円払っていただく、勝浦は予算100万円取っておりますが、契約額は50万円でございますので、50万円を払って、今回不用額とか補正で減ということになります。

ですので、繰越事業でやっております132万3,000円につきましても、現在これ両町合わせた金額で繰り越しさせていただいておりますので、執行に当たっては、ほぼこれの2分の1になる見込みです。太地町さんは26年度予算でこの事業分の予算額を計上するという御連絡いただいております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そういうことは、業者のほうで請求は本町と太地町へ行くと、実際に払うのは那智勝浦町は半分だけで、太地町は今後その予算措置して払うと、決定したら。

〔住民課長玉井弘史君「はい」と呼ぶ〕

そういうことですか。もうここで職員も来て住民課のほうでやってますけど、太地町から来て。そういうことでこちらへ委託料なり負担金をもらってやるんやなしに、もうそういう、別々に支払っていくということなんですね、はい。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

(第3号)

○議長(森本隆夫君) 日程第15、議案第31号平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長(玉井弘史君) 議案第31号平成25年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,790万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億603万3,000円とするものです。

4ページ、5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括、歳入、そして歳出、下のページなんですが、同額の28億603万3,000円を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額、減額の1,088万9,000円は、説明欄に記載いたしておりますそれぞれの算出基礎に基づく交付申請等に係る国庫負担金の減額が確定したものでございます。

下の目2高額医療費共同事業負担金、補正額、減額の201万3,000円は、歳出の共同事業拠出金の確定による国庫負担金の減額となります。

目3特定健康診査等負担金、補正額83万9,000円の減額は、特定健康診査補助基準額確定によるものでございます。

次の項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額3,508万3,000円の増額となっております。説明欄記載の2種類の交付金の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款6前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、補正額72万6,000円の減額。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、補正額、減額の201万3,000円となっております。同じく目2特定健康診査等負担金、減額83万9,000円。それぞれ25年分の確定によるものとなっております。

次に、8ページをお願いいたします。

款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額4,978万7,000円です。節区分1の保険基盤安定繰入金462万8,000円は、保険料軽減措置及び保険者支援に対する繰入額の確定で、国、県の負担金が確定したことによるものでございます。節区分2その他一般会計繰入金4,515万9,000円につきましては、療養給付費等の歳出のほうが増加したことなどによる理由でふえてございます。

9ページをお願いいたします。

歳出です。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、補正額は99万8,000円でございます。節区分13委託料で電算システム等で消費税率改正に係る改修を行うものでございます。

次の項2 徴税费、目1 賦課徴収費は財源内訳の変更となっております。

10ページ、お願いいたします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、補正額8,486万2,000円の増額、そして目2 退職被保険者等療養給付費、補正額2,110万円の減額、2つ飛ばしまして、目5 審査手数料100万円、それぞれ減額となっておりますが、増減でございます。それぞれ節区分に対する実績見込み額によって補正をお願いいたしております。

そして、その戻りまして目3 一般被保険者療養費、そして目4 退職被保険者等療養費は財源内訳の変更となっております。

下の11ページです。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、補正額2,564万8,000円、目2 退職被保険者等高額療養費、補正額、減額の83万4,000円につきましても、一般、退職高額療養費に過不足が見込まれますので補正をお願いいたしております。

次の項5 移送費です。目1 一般被保険者移送費は、実績見込み額が1件出てございます。その関係で補正が必要となるものです。

12ページです。

款3 後期高齢者支援金、目1 後期高齢者支援金、補正額は135万2,000円の減額、目2 後期高齢者関係事務費拠出金、補正額4,000円の増額は、後期高齢者医療機構への拠出金確定によるものです。

款4 前期高齢者納付金、目1 前期高齢者納付金は、財源内訳の変更となっております。

13ページです。

款6 介護納付金、目1 介護納付金、補正額71万2,000円の減額は、社会保険支払基金への納付金確定によるものです。

款7 共同事業拠出金、目1 高額医療共同事業拠出金、補正額805万円の減額、目2 保険財政共同安定化事業拠出金、補正額2,916万5,000円の減、これは国保連合会へ拠出する額の確定による減額補正です。

14ページをお願いいたします。

款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、そして項2 保健事業費、これもそれぞれ国庫補助金確定による財源内訳の変更となっております。

款10 諸支出金、項2 諸費、目1 国県支出金返納金、補正額1,855万5,000円は、節区分23償還金、利子及び割引料で、これは24年度療養給付費の負担金精算による国庫支出金返納金の予算化でございます。

住民課の関係は以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第32号 平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（森本隆夫君） 日程第16、議案第32号平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第32号平成25年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ576万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,890万8,000円とするものでございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は「第2表繰越明許費」によるものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款5繰越金、歳入合計欄で補正前の額2億9,314万2,000円、補正額576万6,000円、計2億9,890万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2工事費、歳出合計欄で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

第2表繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みで

あるものについて予算の定めるところにより翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

款2工事費、項1施設整備事業費、事業名、簡易水道統合整備事業1億3,591万1,000円を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括の歳入及び、次のページの歳出について、それぞれ576万6,000円の増額を行っております。なお、歳出の補正額の財源内訳でございますが、一般財源の導入となっております。

7ページをお願いします。

2歳入でございますが、款5繰越金、目1繰越金、補正前の額2,872万8,000円、補正額576万6,000円を追加し3,449万4,000円とするものでございます。

8ページをお願いします。

款2工事費、項1施設整備事業費、目4簡易水道統合整備事業費、補正前の額1億8,874万2,000円、補正額576万6,000円、計1億9,450万8,000円とするものでございます。節区分13委託料791万7,000円の減につきましては、説明欄記載の実施設計委託及び設計監理業務委託の事業費確定により減額するものでございます。節区分15工事請負費につきましては、太田川浄水場管理棟建屋の入札について、昨年8月及び10月に2度の入札が建築価格の高騰などにより不調となったことを受けて、その後、市場調査の実施、設計単価の見直しを行いました。これにより設計額が増加したため、今回予算の増額をお願いするものでございます。

現在の予算は、上水道会計、簡易水道会計を合わせまして4億680万円ですが、設計の見直しを行った結果、9,140万4,000円を増額し4億9,820万4,000円とするものでございます。建築単価の高騰、人件費の高騰等により大幅な増加となっておりますが、設計を委託しておりますコンサル業者に不調となりました入札の参加者ヒアリング、入札参加者見積額の精査を行わせ、次の入札が必ず調うよう見直した結果でございます。

建屋が完成しなければ、来年度予定しております電気設備に取りかかることができなくなってしまいますので、補正後の入札では契約業者を必ず決定したいと考えております。先ほども説明いたしましたが、設計委託や監理業務委託など、事業費確定により減額もあり、上水道会計、簡易水道会計合わせまして7,421万円の増額となるものでございます。このうち、上水道会計で6,844万4,000円、簡易水道会計では576万6,000円の増額となるものであります。なお、財源につきましては、起債の増額手続が時期的に間に合いませんでしたので、上水道会計、簡易水道会計ともに一般会計の増額を行っております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第33号 平成25年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第17、議案第33号平成25年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第33号について御説明申し上げます。

議案第33号平成25年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額は補正せずでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款1繰入金から款3諸収入まで、補正前の額383万5,000円、補正額0円で、財源変更をお願いするもので、歳入合計383万5,000円で、歳出の補正はございません。

5ページをお願いいたします。

歳入の関係でございます。

款1繰入金、目1一般会計繰入金、補正額減131万1,000円につきましては、住宅宅地資金貸付金元利収入の入金状況見込みに鑑み、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

款3諸収入、目1住宅宅地資金貸付金元利収入、補正額増131万1,000円につきましては、住宅宅地資金貸付金元利収入の入金状況見込みにより一般会計繰入金と財源変更をお願いするものでございます。

6ページをお願いします。

歳出でございます。

款1公債費、項1公債費、目1元金並びに目2利子については、補正前の額との変更はござ

いませんが、住宅宅地資金貸付金元利収入に伴い財源内訳の変更をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第34号 平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（森本隆夫君） 日程第18、議案第34号平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第34号について御説明申し上げます。

議案第34号平成25年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,178万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款3国庫支出金から款7繰入金までの補正で、歳入合計、補正前の額18億2,613万1,000円、補正額565万1,000円の増、計18億3,178万2,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款2保険給付費までの補正で、歳入合計と同額でございます。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、補正額100万円につきましては、介護・予防給付費負担金の居宅等給付費実績見込みに伴い増額をお願いするものでございます。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金、補正額40万円につきましては、普通調整交付金でございますが、給付費実績見込みにより増額をお願いするものでございます。これは介護保険財政の市町村間の調整を行うため、第 1 号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるもので、保険給付費見込み額の 8%で見込んでおります。

目 3 介護保険事業費補助金、補正額32万5,000円につきましては、介護保険システム改修に伴う 2 分の 1 の補助金でございます。

款 4 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、補正額145万円につきましては、社会保険支払基金交付金で、給付費実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

7 ページをお願いします。

款 5 県支出金、目 1 介護給付費負担金、補正額62万5,000円につきましては、介護・予防給付費負担金の県負担分で居宅等給付費実績見込みに伴い増額をお願いするものでございます。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、節 1 介護給付費繰入金、補正額62万5,000円につきましては、町持ち分であります介護・予防給付費繰入金で給付費実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節 2 その他一般会計繰入金、補正額32万6,000円につきましては、介護保険システム改修による国庫補助金に対する町持ち分をお願いするものでございます。

項 2 基金繰入金、節 1 介護給付費準備基金繰入金、補正額90万円につきましては、介護保険料の軽減のため介護給付費準備基金から取り崩しするもので、給付費実績見込みにより繰り入れするものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額65万1,000円でございますが、節 13 委託料で平成26年 4 月からの消費税引き上げに伴う介護報酬への上乗せに対応するため介護保険システム改修委託費をお願いするものでございます。

款 2 保険給付費、目 1 居宅介護サービス給付費、節 19 負担金、補助及び交付金、補正額増 500万円につきましては、介護予防サービス給付費の給付実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第35号 平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（森本隆夫君） 日程第19、議案第35号平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長藪根君。

○水道課長（藪根敏夫君） 議案第35号平成25年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、平成25年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額3億7,737万7,000円に補正予定額327万1,000円を減額し3億7,410万6,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額3億1,520万9,000円に補正予定額1,023万1,000円を追加し3億2,544万円とするものでございます。

第3項特別損失、既決予定額1,650万2,000円、補正予定額1,350万2,000円を減額し300万円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,438万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,495万円、過年度分損益勘定留保資金1億2,943万8,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額9億9,387万4,000円に補正予定額1億3,350万円を減額し計

8億6,037万4,000円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額7億5,500万円に補正予定額4,450万円を減額し7億1,050万円に、第2項負担金、既決予定額1億2,660万円、補正予定額8,000万円を減額し計4,460万円に、第3項補助金、既決予定額1億1,227万4,000円に補正予定額900万円を減額し1億327万4,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額10億8,631万8,000円に補正予定額7,155万6,000円を減額し10億1,476万2,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額3億33万3,000円に補正予定額1億4,000万円を減額し1億6,033万3,000円に、第2項簡易水道統合整備事業費、既決予定額7億3,978万円に補正予定額6,844万4,000円を増額し、計8億822万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、送配水施設整備事業、補正前の限度額9,900万円を補正後5,550万円に、また過年度災害復旧事業、補正前の限度額3,800万円を補正後3,700万円とするものでございます。

3ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額7,964万8,000円に補正予定額323万6,000円を追加し8,288万4,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額4,830万8,000円に補正予定額199万5,000円を追加し5,030万3,000円とするものでございます。

目5資産減耗費、既決予定額205万円、補正予定額500万円を追加し705万円とするものでございます。

項3特別損失、目1臨時損失、既決予定額1,350万2,000円、補正予定額1,350万2,000円を減額し0円とするものでございます。

4ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額7億5,500万円、補正予定額4,450万円を減額し、計7億1,050万円とするものでございます。

項2負担金、目2工事負担金、既決予定額1億2,500万円、補正予定額8,000万円を減額し4,500万円とするものでございます。

項3補助金、目1国庫補助金、既決予定額1億1,227万4,000円、補正予定額900万円を減額し1億327万4,000円とするものでございます。

支出でございます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 送水施設整備費、既決予定額 2 億 776 万 7,000 円、補正予定額 1 億 3,000 万円を減額し 7,776 万 7,000 円とするものでございます。

目 4 災害復旧費、既決予定額 5,946 万円、補正予定額 1,000 万円を減額し、計 4,946 万円とするものでございます。

項 2 簡易水道統合整備事業費、目 1 固定資産購入費、既決予定額 2,100 万円、補正予定額 303 万 7,000 円を減額し 1,796 万 3,000 円とするものでございます。

目 4 浄水施設整備費、既決予定額 3 億 5,252 万 2,000 円、補正予定額 7,572 万 4,000 円を追加し、計 4 億 2,824 万 6,000 円とするものでございます。

目 5 事務費、既決予定額 3,992 万円、補正予定額 424 万 3,000 円を減額し、計 3,567 万 7,000 円とするものでございます。

5 ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費、節区分 7 光熱水費 6 万円、節区分 14 動力費 317 万 6,000 円を補正するものでございます。これは関西電力の値上げにより補正をお願いするものでございます。

目 3 総係費、節区分 13 委託料 199 万 5,000 円につきましては、平成 26 年 4 月から消費税率改正に伴い、水道料金システム及び企業会計システムに年度内複数税率処理などのため新たなプログラムのパッケージを導入するものでございます。

目 5 資産減耗費、節区分 1 固定資産除却費 500 万円は、9 月に工事の補正を行いました国交省工事の支障移設のため除却する市屋地内送水管と太田川浄水場の砂置き場の移設を実施しましたが、旧砂置き場の除却に要する費用が当初見込み額より大きかったため補正をお願いするものでございます。

項 3 特別損失、目 1 臨時損失、節区分 1 臨時損失 1,350 万 2,000 円の減額でございます。与根河接合井付近の送水管が国交省の土砂搬入工事の支障となるため布設がえを行った際、既設管の除却費として予算措置を行っておりましたが、国交省の工程変更によりこの工事が来年度となるため予算を減額するものでございます。

6 ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債 4,450 万円の減額でございます。説明欄記載の送配水施設整備事業に係る減額が 4,350 万円、過年災害復旧工事に係る減額が 100 万円でございます。減額の理由につきましては、支出のほうで説明させていただきます。

項 2 負担金、目 2 工事負担金 8,000 万円の減額につきましては、与根河接合井付近送水管の国交省移設補償金の減額でございます。減額理由につきましては支出で御説明させていただきます。

項3補助金、目1国庫補助金、補正予定額900万円の減額は、災害復旧費補助金の減額でございます。減額理由は支出のほうで御説明します。

7ページをお願いします。

支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2送水施設整備費、補正予定額1億3,000万円を減額するものでございます。この工事につきましては、先ほども御説明いたしましたが、与根河接合井付近送水管の国交省支障移設工事に係るものであります。国交省において本年度工食用道路を建設するため、その道路に送水管を移設する予定でありましたが、国の工程変更により、先に土砂搬入を行い、その後、道路整備を実施することとなりましたので、今年度送水管の移設工事ができず、予算を減額するものであります。

目4災害復旧費、既決予定額5,946万円、補正予定額1,000万円の減額につきましては、主に川関橋に添架する配水管の復旧工事が、橋の完成が来年度となる見込みのため、その工事費用について減額するものでございます。

項2簡易水道統合整備事業につきましては、先ほど簡易水道で御説明させていただきましたものと同じでありますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第36号 平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（森本隆夫君） 日程第20、議案第36号平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） 議案第36号について御説明を申し上げます。

なお、通常病院事業分、新病院建設事業分がございますので、概要と通常病院事業分を病院から、新病院建設事業分を新病院建設推進室から説明をさせていただきますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額20億4,134万1,000円から補正予定額49万7,000円を減額し、計20億4,084万4,000円とするものです。

第3条、予算第4条中「4,736万円」を「3,366万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、第1款資本的収入、既決予定額2億6,781万7,000円から補正予定額1億149万円を減額し、計1億6,632万7,000円とするものです。

内訳につきましては、第1項企業債、既決予定額1億900万円から補正予定額4,860万円を減額し、計6,040万円とするものです。

第2項負担金、既決予定額3,891万7,000円から補正予定額3,891万7,000円を減額し0円とするものです。

第3項出資金、既決予定額1億900万円から補正予定額1,397万3,000円を減額し、計9,502万7,000円とするものです。

支出でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出、既決予定額3億1,517万7,000円から補正予定額1億1,518万6,000円を減額し、計1億9,999万1,000円とするものです。

内訳でございますが、第1項建設改良費、既決予定額2億9,930万7,000円から補正予定額1億1,458万6,000円を減額し、計1億8,472万1,000円とするものです。

第3項看護師貸付金、既決予定額120万円から補正予定額60万円を減額し、計60万円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を医療機器整備事業4,000万円を2,040万円に、新病院建設事業6,900万円を4,000万円に改めるものです。

平成26年3月10日、那智勝浦町長。

3 ページをお願いいたします。

3 ページは、実施計画となっております。内容につきましては、前ページの説明と重複をいたしますので説明は省略させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、款1 病院事業収益、項2 医業外収益、目4 補助金、節1 国庫補助金、既決予定額49万7,000円から補正予定額49万7,000円を減額するものでございます。内訳は、説明欄記載のとおりでございます。外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金27万7,000円、新人看護職員研修事業補助金22万円の減額でございます。この補助金につきましては、双方とも外部講師、指導者等を招聘した場合の人件費に限られてございます。以前はコンピューターとか、そういうものがございましたが、現在コンピューターの貸出業等は別の団体が行っておりますので、今回は該当外ということで人件費に限られてございます。今年度につきましては当院のスタッフが全て賄えたため減額をさせていただきます。

資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債、既決予定額1億900万円から補正予定額4,860万円を減額し、計6,040万円とするもので、通常病院分が1,960万円、新病院分が2,900万円の減額となっております。通常病院分の減額につきましては、電子カルテ導入、医療機器購入に係る起債対象額の決定による減額でございます。

款1 資本的収入、項2 負担金、目1 他会計負担金、既決予定額3,891万7,000円から補正予定額3,891万7,000円を減額し0円とするもので、公営企業法の改正、県の指導等により、通常病院分の建設改良費一般財源分と、企業債元利償還分を出資金へ科目振替をさせていただくものでございます。

款1 資本的収入、項3 出資金、目1 他会計出資金、既決予定額1億900万円から補正予定額1,397万3,000円を減額し、計9,502万7,000円とするものです。通常病院分が616万9,000円の増額、新病院事業分が2,014万2,000円の減額となっております。通常病院分につきましては、他会計負担金からの振りかえ、医療機器購入に係る起債対象機器の決定によるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

支出でございますが、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 建設改良費、既決予定額1億5,250万円から補正予定額6,549万5,000円を減額し、計8,700万5,000円とするものです。内訳でございますが、節1 工事請負費1,000万円を減額するもので、その要因といたしまして、平成25年度は大規模な病院施設維持に係る補修工事がなかったことによる減額でございます。節2 備品費につきましては、説明欄記載のとおり平成25年度の電子カルテシステム導入、医療機器購入に係る金額の確定による減額となっております。なお、電子カルテシステムの減額5,258万円につきましては、予定しておりましたID-Linkシステムというのがございました。これは病院と病院をつないで電子カルテ診療情報を受け渡しするという計画のものでございましたが、和歌山県立医科大学の青洲リンクというのを勧められまして、システム的に重複

となるため対象経費の1,650万円を減額させていただいております。また、電子カルテシステム導入に係る薬局システムにつきましても、新病院の機器導入ということの兼ね合いから再度検討をさせていただくということになってございます2,450万円を電子カルテカスタマイズ費用の1,158万円と減額をさせていただくものでございます。各種医療機器291万5,000円の減額につきましては、各医療機器の導入に係る起債借入額決定による減額でございます。

目2につきましては、新病院建設事業に係る補正でございます。

款1資本的支出、項3看護師貸付金、目1看護師貸付金、既決予定額120万円から補正予定額60万円を減額し、計60万円とするものです。修学資金貸与の希望予定者を2名としておりましたが、希望者が1名であったため1名分を減額させていただくものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） それでは、新病院建設の関係について御説明申し上げます。

まず、1ページ目をお願いいたします。

新病院建設事業分といたしましては、第3条の資本的収入、補正予定額1億149万円の減額のうち5,800万円、また資本的支出、補正予定額1億1,518万6,000円の減額のうち4,909万1,000円が新病院建設事業分となっております。

主な減額の理由でございますが、病院建物を建設する地盤の地質調査を行いましたところ、免震ピットのための安定岩盤がないところがあることが判明したため、実施設計のためのゾーニングからやり直さざるを得なくなってしまい、医師等職員住宅の実施設計、建築確認申請等が実施できなくなったためでございます。

第3条につきましては、4ページ及び5ページで後ほど御説明申し上げます。

2ページをお願いします。

第4条、企業債についてですが、新病院建設事業に対する企業債の限度額を6,900万円から4,000万円に減額させていただいております。

4ページのほうをお願いします。

中ほど、資本的収入及び支出ですけれども、これの収入。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債の補正予定額4,860万円の減額のうち新病院建設事業分は2,900万円です。

それと、一番下になります款1資本的収入、項3出資金、目1他会計出資金の補正予定額1,397万3,000円の減額となっておりますが、新病院建設事業分につきましては2,014万2,000円の減額となっております。この減額につきましては、資本的支出のほうで説明させていただきます委託料の減によるものでございます。

それでは、5ページのほうをお願いします。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2新病院建設事業費の補正予定額4,909万1,000円の減額でございます。内訳といたしましては、節1委託料についてですが、医師等職員住宅の実施

設計等の4,430万6,000円の減、節3事務費につきましては建築確認申請等の478万5,000円の減となっております。医師等職員住宅の実設計委託料、建築確認申請等につきましては、改めて新年度予算に計上させていただく予定となっております。

それでは、先ほど遅くなってしまって申しわけなかったんですけど、資料のほうを配付させていただきましたので、資料をもとに病院の建物の配置図をごらんになっていただき、それについて説明させていただきます。

まず、1枚目がボーリング調査を行った後の図面、2枚目が当初予定した図面になってございます。

1枚目のほうをごらんいただけますでしょうか。真ん中のほうに点線で囲っているところが谷になっているところなんですけども、ここのところのボーリング調査をきちっと行ったところ、この谷部のところに安定岩盤がなかった箇所が見つかったということでございます。

後ろの2ページ目におきましては、建物の配置図は下のほうに濃く黒で囲っているところなんですけども、長方形になってございますが、新しくボーリング調査を行って、使える、配置をできるところにつきましては、長方形のところの谷の部分があったためかなり削られて、上のほうからいくと、何というんですか、小さく、上のほうには小さく、上下に小さくなってございます。それと左の方に少し延ばし、下のほうの左の方に少し、あと図面で言う下のほうに少し延ばしたところが建設できる配置となっているということがボーリングによって判明したため、そのところのしか免震構造の建物は建てないということになりました。そのために再度やり直しということで、ちょっとおくれおとるところがございます。

以上で新病院建設に関する説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いませぬ、ちょっとお聞きします。

資料の、関係資料の点線の部分が、これが岩盤がないために建物が建てることのできない、免震の建物が建てることのできないということなんです。

ほんで、2枚目のやつだったら、2枚目のこの四角、左下っていうんか、四角の部分が免震の建物だったら建てるということによろしいのかということ、点線の部分の、この岩盤がなくて、地盤改良というのはできるものなのか、地盤改良というのに多額の費用がかかって、できないものなのか。そういうことと、この大きさ、建物のこの大きさっていうのは、面積っていうのは変わっていないかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） この図面でございますが、1枚目につきましてはボーリング調査を終わった後、免震構造の建物を、まあ免震ピットを設置できるということの図面になっておまして、後ろの2ページ目につきましては、当初予定していたところでございますが、この建物がこういう配置を予定しておりましたが、ボーリング調査の結果、1ページ

目のような建物しか建てられなくなったというものになってございます。

この谷部の部分の安定岩盤がないということで土壌改良というか、そういうものではなく、くい等が打てればいいんですけども、そのくいを打つところが深くなっているということもあります。そして、そのためには工事費もかなり増額になるということもございまして、1ページ目のような形の配置になっている状況でございます。

以上です。

面積につきましては、やはり当初より、谷部のところにかかっている分がございましたので少なくなっております。ちょっとどれぐらいの平米になっているかは、濟いませぬ、今資料を持ってないので後でまた調べて回答させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 僕勘違いしてたようで、1枚目があれで2枚目が、1枚目が初めの設計図面なんですね。ほんで2枚目がそのボーリングをした結果、1枚目のやつ、第2号っていう表のやつが今後考えられる計画なんですね。わかりました。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） そのとおりでございます。1枚目が新しい、ボーリング調査終わった後の、今進めている配置図になってございます。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 室長にお尋ねいたします。

ボーリングの調査がいつごろされて、その回答がいつごろ得られたのかということ、その点について、まずお伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） ボーリング調査の時期でございますが、10月の終わりぐらいから始めまして、わかりましたのが12月の初めごろだったと記憶しております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 室長、どうしてこのタイミングでこの報告がされたのか、この12月にわかってから後に委員会が開かれなかった理由が何かあるのかということについてお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） ボーリング調査につきましては、当初計画の中で踏査試験というものを行ってございまして、それによって、ここに岩盤があるというもとの事業を進めておりました。それが、免震ピットを置くためのボーリング調査をやったところ、それを置けなくなったということが判明したのがその時期でございます。

報告につきましては、議会が今回早かったと、12月議会が早かったということもございまして、それからちょっと特別委員会のほうも開くことができなかつたことは申しわけなく思っております。このボーリング終わった後の結果を受けまして、病院等との間で12月末まで、また

1月についても進めていくことでちょっと頭が、手いっぱいだったものですから、今回開けなかったことは申しわけなく思っております。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） こんな大切な問題が委員会で報告されずに、そこで議論が一切されていなかったということ、これ問題じゃないですか。

その対案についても12月にわかってから以降3カ月があったのに、この図でしか私たちにまだ示されていない状態なんですよ。資料も手元にないという、先ほどのお話でしたけども、これ、今どれだけおこなっているのか、皆目見当もつかないですが、今後の計画も相当狂ってるように思われますけどもね、委員会で適宜そこら辺は報告されるべきじゃないですか、室長。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） おっしゃるとおりだと思っております。今回につきましては、報告のほうがおくれたことは本当に申しわけなく思っております。

今検討していることにつきましては、こういう形で配置も変わってきたということも含めまして、建設単価のほうの上昇もございまして、そういうことも含めて総合的に今検討を進めているところでございまして。今回の特別委員会の中でもそのことについては報告する予定でございました。遅くなったのは申しわけなく思っております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 濟いませぬ、ちょっと基本的なことなんですけど、4ページの負担金と出資金があるんですけど、説明では一般会計で入ってるんですけど、他会計負担の負担金と出資金ですか、これについてちょっとこの、両方とも一般会計から出てるんですけど、この内訳っていうのは、この負担金と出資金の内容の違いというのをちょっと教えていただきたいのと、新病院のほうですか、今これ免震で予算的な、この図面に出てるんですけど、新宮市役所とかも予算的に内容が変わったみたいなことがあるんで、これ免震と耐震とか、そういうようなことを考えて計画されているのかなあと。例えば、予算がなかったら耐震でいくとか、その辺はいかがですか。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） お答えいたします。

まず、4ページの出資金と負担金という兼ね合いでございまして。

実は今回このように負担金を出資金のほうへ全額振りかえさせていただいておりますのは、実は、消費税の計算のところ特定収入割合というのがございまして。わかりやすく言いますと、いろんな複雑な計算はございまして、まず仮払消費税というのがあって、そして仮受消費税というのがあります。その中で公営企業の場合はこの特定収入割合というのが5%を超えますと仮受けのほうの消費税に加味されるという約束事がございまして。実は24年度、これ5%を超えまして、かなり税額が、まあ消費税が上がったと、支払い消費税が上がったということがございまして。

県とも相談いたしまして、26年度から適用されます新しい公営企業法の改正は置いておい

て、現公営企業法の中では出資金であれば加味されないのではないかという解釈がございまして、少しわかりにくいんですが、一旦、負担金を出資金のほうに振りかえさせていただいております。

この負担金というのは、あくまで元利償還分、企業債の元利償還分と建設改良一般財源分ということでございまして、負担金も出資金の中に入れても差し支えないという御回答と解釈を得ておりますので、そのようにさせていただいております。あくまで消費税対策というところで御理解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） 建物の免震から耐震への変更ということでございまして、それについてお答えさせていただきたいと思っております。

今その免震、耐震も含めまして全体的に、先ほども言いましたように建設単価、労務単価のほうがかなり高くなっております。その関係もありまして、財政のほうとの間でも、財政も含めまして今後の病院の建物について、今検討を行っているところでございます。

それから、申しわけありません。先ほどの面積が縮小されたのはどれぐらいかということでございましたが、最初が、1階面積が3,040平米でございました。それがボーリング調査によって2,830平米という形で210平米ほど少なくなってございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 私もちよっとこの病院の図面のことでお尋ねをしたいと思っております。

こちらの前の図面のときには、医師住宅が3LDKが4戸とか、いろんなことをこうして詳細に書いてくださってたんですけど、今回そういうことが一切載ってないんですよ。そういうことはきちっともうあれされてるんでしょうか。

これ、ここのこの図面ではちょっと説明不足じゃないかと思うんです。先ほど言われておりましたけど、委員会でも何の報告もなく、ここへ出てきておりますんで、委員会へ出してないんだったら、せめてそれぐらいのきちっとした細かい報告と説明をしていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでございませうか。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） お答えいたします。

まず、この細かい医師住宅とか病院の建物以外のところについては、道路部分以外、余り変わってないというか、ほとんどこの1ページ目にあるものと変わらないということで、説明については省いております。

それと、この図面につきましては、実際にボーリング調査によって、なかったということを表示しなかったために出させていただいたものでございます。次の特別委員会の中ではもう少し詳しく、病院との間のやりとりも含めて報告させていただきたいと思っております。よろしくお願

いします。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） あと細かいことは、これはほとんど、そしたらここへ、前回の図面で書いてるような中身的には一切変わらないということでございますか。

ほいで、あと委員会で報告しますと言うけど、ここで今ね、本会議で出てきておりますんで、ここでやっぱり採決するんですから、そこら辺はどんなになってるんでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） お答えさせていただきます。

まず、この1ページ目とほとんど変わらないということでございます、2ページ目ですね。駐車場等につきましては、今後、再度道路等につきましても少しは変更される可能性があるということで、このとおりではないとは思いますが、ほとんど変わらない状況で進めていく予定にしております。

今現状ですけども、簡単に説明させていただきますと、計画書のほうは前回特別委員会のほうで配付させていただきましたが、今現在、1階につきましては延べ床面積が2,830平米、2階につきましては2,840平米、3階については2,170平米、4、5階が1,860平米、6階が1,670平米、機械棟の、7階部分になるんですけど、PH階ということで740平米という予定で進めておる状況です。総延べ床面積が1万3,970平米となっております。また、この図面につきましては、今回また特別委員会のほうへ提出する予定でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 今回これ出てきておりますのは、そしたら、この岩盤の関係で、この建物の位置が変わったという部分だけを了解してほしいということが出てきているんですね。細かいことは今後、そしたらまた、前回の計画とすり合わせ、多少変わりますでしょうから、そういうふうな変わったことを今後委員会でやっていくというふうに理解してよろしいですか。

○議長（森本隆夫君） 新病院建設推進室長浪花君。

○総務課新病院建設推進室長（浪花 潔君） はい、そういう形で、できるだけ早く、今後は早く報告をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開は3時25分。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時05分 休憩

15時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 議案第37号 那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定について

○議長（森本隆夫君） 日程第21、議案第37号那智勝浦町円満地公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第37号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第37号朗読〕

これにつきましては、那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の第5条の公募によらない指定管理者の選定についてお願いするものです。

円満地公園につきましては、平成20年度より色川地域振興推進委員会を指定管理者として運営されております。経営的には、電気料など燃料費等の増加、施設の経年による修繕費の増加等、若干の赤字の年もございますが、色川地域振興推進委員会では、地元色川の大切な施設として当該施設の運営に意欲を示しております。前回、平成23年度に更新した直後発生しました台風12号により円満地公園も多少でありましたが、被害を受けました。しかし、色川地域の方々の協力をいただき、色川地域振興推進委員会で復旧に当たっていただきました。また、日ごろは地域の方々がボランティアで花の手入れ、草刈り、プールの清掃、イベント等の応援など、協力いただき管理運営していただいております。

このように地域を挙げて運営管理を行う色川地域振興推進委員会を指定することは最良と考え、公募によらない方法による指定管理者の指定ということをお願いするものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第38号 那智勝浦町水産物加工体験施設の指定管理者の指定について

○議長（森本隆夫君） 日程第22、議案第38号那智勝浦町水産物加工体験施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第38号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第38号朗読〕

これにつきましては、那智勝浦町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の公募によらない指定管理者の選定等に基づきましてお願いするもので、その理由としまして、この施設は平成21年度より勝浦漁業協同組合を指定管理者として運営され、勝浦港に水揚げされたマグロを使った缶詰づくり等の加工品づくり体験の受け入れ、缶詰の開発、製造を行っております。マグロに対する知識、ノウハウを生かし、この施設で製造されたまぐろCAN 8種類は、平成25年3月に優良ふるさと食品中央コンクールにおきまして農林水産大臣賞を受賞するなど評価を受けております。また、各地域での物産展などにおきましても好評をいただけるようになってきました。今では本町のまぐろの出前解体、まぐろ水揚げ市場の見学とともに、まぐろの町那智勝浦町をPRする重要なアイテムとなっております。

以上のことから、当該施設の指定管理者を引き続き指定することは当該施設を有効に活用し、事業効果を期待できるものと考えお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第39号 林道大雲取線（地すべり・その1）災害復旧工事請負契約の変更 について

○議長（森本隆夫君） 日程第23、議案第39号林道大雲取線（地すべり・その1）災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第39号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第39号朗読〕

この工事につきましては、当初契約5,275万2,000円で木原造林株式会社と契約し実施しておりました。

工事実施する中で、のり面擁壁工の面積が78平米減少となりました。そのため、のり面擁壁工に係る工事金額の契約金額を103万9,500円を減額して5,171万2,500円とするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今説明では、のり面が減少したということですが、何で減少したかという、その原因をですね、なぜということをひとつ説明してもらわんとね、報告なり説明してもらわんとね、ただ少なくなりましたて、なぜか、それは設計が間違っておったのか、それとも何らかのことがあって少なくて済んだんか、その理由をひとつ説明していただきたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの質問について御説明申し上げます。

ただいまの説明の中で私の説明の至らなかった部分、おわび申し上げます。

この理由につきましては、当初のり面復旧に関しまして多くの盛り土の調達を見込めないということで約7,000立米で実施しておりました。しかし、工事を実施する中に盛り土の調達が

可能となり、約1,397立米を調達することができました。そのため、盛り土をふやすことにより、のり面の擁壁を施工する部分が78平米減少したため、その部分の工事費の減額となったものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第40号 町道の路線変更について

○議長（森本隆夫君） 日程第24、議案第40号町道の路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第40号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第40号朗読〕

次のページをお願いいたします。

寺前線の位置図でございます。

その次のページをお願いいたします。

赤で表示しているところが変更前の延長204.04メートルでございます。

次のページをお願いいたします。

赤で表示している部分が変更後の延長95.57メートルでございます。

本来町道の敷地の地権者は那智勝浦町であるべきですが、町道の新設及び拡幅に伴い関係する地権者には書面で土地の承諾書をいただき工事を先行させ、土地の分筆及び所有権移転ができてない町道が数多く存在しています。

今回狗子ノ川地内の寺前線につきまして、町道に認定している地権者から町道の認定を外し

ていただきたいとの申し出がありました。工事の経緯及び町道認定につきまして、過去の資料の確認、さらには区長、役員及び歴代区長に経緯を確認した結果、道路及び橋梁工事、さらには土地の分筆まで全て地権者個人の費用で行ったことが判明いたしました。今回区長及び役員  
の了解を得て私道に戻し、町道認定の変更をお願いするものでございます。どうぞよろしくお  
願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お尋ねいたします。

これまでは町道だったんですね、ここはね。それを一つ確認したいのと、町道であったとき  
のこの道路の維持管理、補修の費用は町が出したんでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

本町道寺前線につきましては大正10年11月20日に、寺前線として、まず最初に町道認定され  
ております。その後、建設課で昭和58年に町道台帳の見直しを行いまして、一旦全ての町道を  
廃止して、新たに町道台帳に基づいて町内全域の町道認定を行いました。そのときに改めまし  
て昭和58年に再度町道の認定を行った経緯がございます。

もう一つ議員御指摘の維持管理につきましては、詳しく調べておりませんが、舗装さ  
れておりますので、特に維持管理費で予算を使ったという経緯は、今のところはありません。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は、さらに審議を深める必要があるため建設常任委  
員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、議案第40号は建設常任委員会に付託することに決定しま  
した。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第41号 負担付き寄附の受入れについて

○議長（森本隆夫君） 日程第25、議案第41号負担付き寄附の受入れについてを議題とします。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第41号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第41号朗読〕

これにつきましては資料を添付させていただいております。資料をごらんください。

平成26年2月25日付で勝浦漁業協同組合片谷組合長より那智勝浦町長宛てに寄附申出書が提  
出されております。

寄附物件といたしまして、記載のとおり、土地1筆2,168.36平米、建物4棟、延べ床面積3,093.69平米となっております。

資料、次のページをお願いいたします。

寄附物件の価格は、土地4,375万9,673円、建物763万1,730円で、この価格は平成25年度固定資産評価額であります。

寄附の条件としまして、凍結保管庫建設用地としての寄附のため、事業実施がされない場合は返還となる旨の条件が付されております。

その他、寄附の履行に当たっての必要条件として、根抵当権については勝浦漁業協同組合にて抹消登記を行う旨が記載されております。

次の図面をごらんください。

中央に赤で塗り潰している「8の8」が当該土地でございます。これは現在勝浦漁港の第3、第4売り場として使用している部分の一部でございます。

次は、その求積に関する図面を添付させていただいております。

そして、資料最後のページに、これも赤で塗り潰しているところが当該建物でございます。この荷さばき場は現在第3、第4売り場として使用しております。この荷さばき場、第3、第4売り場として利用しているこの地に現在計画中の凍結保管庫を建設を予定しております、その用地としての寄附を勝浦漁業協同組合から申し出があった次第でございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 念のためお尋ねいたします。

凍結保管施設の建設予定地ということで寄附、負担つき寄附の受け入れをするというものでございますが、この地図を、3枚目のですね、資料の3枚目を見ますと、8の8に隣接する土地ですね、特に道路に面していると思われる8の6、こちらの所有権はどちらになっているのか。もしわかれば、その海側の8の4もよろしければ確認させてください。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの質問について御説明させていただきます。

この図面の8の6及び8の4の所有者ということですが、この8の6、8の4は、いずれも和歌山県となっております。

○議長（森本隆夫君） 10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） わかりました。

それでは、この議案第41号を遂行するに当たって、そのあたりは問題ないという理解でよろしいですね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） はい、周り及び抵当権等々の調整は現在進んでおります。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この件に関して、冷凍冷蔵庫あるいは製氷施設に関して、応分の負担をす  
ると言うたのが魚商組合ですね。漁業協同組合は応分の負担をすとは言っていないにもかかわらず、この  
応分の負担みたいな形で土地と建物、まあ5,000万円、5,100万円ぐらいですかね、  
5,100万円ぐらいを寄附するということですね。

これ根抵当権を設定されてあるというわけですがね、この根抵当権に設定されてる抵当、こ  
れは幾らぐらいになったあるんですかね、漁会のこれ、どっかの銀行で抵当に入れてるんでき  
ょうね。

それとですね、この8の6についても、もしですよ、もしこの8の8が冷凍冷蔵庫の施設に  
なったとしたら、8の6はこの8の8に、8の6は、県は、県有地ですね、県有地は、これは  
何も建ってないんでしょうね、ここ、建物は無いんでしょうね。

〔「スロープ」と呼ぶ者あり〕

ここスロープか。まあまあこれはスロープらしいですけどね、こっちの8の5からも、ほい  
たら8の6がスロープだったら、こっち向いていけないのでしょ、この8の8へ。7というと  
ころを通ってくるんか、11通ってくるんか知りませんがね、その支障ないんですかね、これ  
を利用する上で。そこらあたりをひとつお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

まず、この土地の根抵当権の設定については、約4,800万円の根抵当権が設定されてお  
ります。しかし、漁業協同組合と抵当権者との話し合いの中で、この部分については町の事業に資  
するためということで、この部分を除いた部分で根抵当権を設定して、この部分からの根抵  
当権は解除するという確約をいただいております。

それと、8の6、8の5という県有地の関係ですが、ここには勝浦漁港の人工地盤へのス  
ロープとなっております。そのスロープにつきましては、8の5を通りまして8の2、8の3、  
8の2という形でスロープがおりてきておりますので、ここに建物を建てることによる支障は  
ないと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 当初予算を見ますとね、1億2,000万円をこれを取り壊すと、ここの建物  
ですね、763万1,730円の値打ちがある建物を取り壊すということになっておりますが、  
5,100万円の値打ちがあったとしても、それを利用するに当たってはなかなかそれ以上の費用  
が要するということが、そのことはさておきですね、何か積然としませんね。

応分の負担をすと言うた団体は応分の負担は全然要らないと、応分の負担をすとかせん  
とか、そういうことに触れてない団体が応分の負担みたいなことをするということは積然とし  
ないわけですね。あとで1億2,000万円も、これをまた利用するとなったら1億2,000万円もか  
かるという試算でもって考えてみれば、それもやむを得ないかなあということも、漁会側に立

つ、漁業協同組合側に立ってですよ、立ったとしても、そういう考え方があろうかと思いません。

この8の8についても、荷さばき場として利用しているということですが、これここへ冷凍保管施設なるものを建てた場合は、その荷さばき場が減少といたしますか、荷さばき場としての機能を果たせないようになるのと違いますか。大丈夫なんですか。そこら辺ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えします。

確かに現在第3、第4売り場として使っている荷さばき場を冷蔵庫に使用するというところで、荷さばき場の面積は減るものでございます。

しかし、その中で漁業協同組合とそれについて話す中で、第1売り場及び第2売り場を使いながら荷さばき作業を行っていくことは可能である、これは一昨年、第1売り場の岸壁が崩れ、第1売り場が使用不能になったとき、この第3売り場、第4売り場、第2売り場、狭くなった中でやりくりしておりますので、それは大丈夫という回答をいただいております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 課長、あのですね、それは緊急避難といたしますかな、一時的なものでね、それは不便であったとしても、まあしゃあないなど、その岸壁をもとに戻すため、復旧させるためにはしゃあないなという、そういう漁業者の理解もあったと思うんですよ。だけど、これはもう永久にここを使えなくなるんでしょう。工事期間だけ使えなくなるということではないんでしょう。この辺は、小物なんかこの辺で揚げているのと違いますか。太物はこっちのほうで、第1売り場や第2売り場というんですかね、そこで揚げておって、小物はこっちのほうで揚げているのと違いますか。そこらあたし大丈夫なんですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

小物につきましては、この8の2から出ております、海上に出てます船着き場、そちらへ主に揚げているということです。ですから、この8の8、8の2は、主に太物の水揚げに使っているということです、その小物の水揚げに対して影響はないと考えております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） もうちょっと確認させていただきます。

それだったらですね、8の8、その建物を壊すとか壊さんとかという話と違いますよ、それだったらこの8の2は、8の2のところへその冷凍保管施設をつくったほうがこの漁港ですね、荷さばき場、太物ですよ、荷さばき場を機能させていくためには、これのほうがいいのと違いますか、8の2のほう。8の8だったら分断してしまうでしょう。この同じような魚を揚げててもですね、この8の2へ揚げる、そしたらこの8の8は使えないから、11へ、11と、こう分断してしまうんでしょう。使い勝手悪くならんんですかね、8の2のほうがいいのと違いますか。8の2のほうが、保管施設は。それは少し向こうの氷の製氷の施設よりは遠くなります

けど、だけど、一体性がなくなるんと違いますかねえ、その荷さばき場の。そんなところは大丈夫なんですか。

私は宇久井ですんでね、勝浦のそこの漁会、漁業協同組合の荷さばき場のことについては、もう余り知らないんですよ、まあいうたら東側のほうしか。西側のほうは知らんのです。というのは建物で隠れておるからね、行ったことないんです。大丈夫なんですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

この冷蔵施設の建設位置については、課内及び漁協、それと利用者等々、時間をかけて議論してきております。その中で、8の2側につくった場合、8の6がその上の人工地盤のスロープとなって、8の5、8の3、そして8の2の一部にかかるというふうになっております。そのため、8の2のほうに寄せることは、そういった上の人工地盤への通行の妨げあるいは障害となる。また、出荷に際しては大型のトレーラーあるいは大型トラック等をつけることもございますので、逆に荷さばき場のほうへそれをつけることは不可能ということで、現在の8の8の位置に冷蔵施設を建設する予定となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 8の2はどこですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答え申し上げます。

この建設予定地となっております8の8は、もともとこの8の2を分筆したものでございます。ですから、この8の2は漁業協同組合の土地となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） これ、8の6にも、寄附されてないところにも建物が、寄附される建物がありますよね、これ解体するという前提での話なんですけど、この辺も別にこの分まで解体して、8の2の分のところ、売り場のところですか、その辺はどうなんですかね。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） それにつきましては、当然土地の上に立ってる建物、これは一体となるもので、部分的に取り壊すというのは多分不可能、難しいと考えております。ですから、建物につきましては、荷さばき場、事務所等、寄附いただいて、この部分を全て解体したいと考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 議案第42号 副町長の選任について

○議長（森本隆夫君） 日程第26、議案第42号副町長の選任についてを議題とします。

副町長植地君の退場を求めます。

〔副町長 植地篤延君 排斥〕

○議長（森本隆夫君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第42号について御説明申し上げます。

〔議案第42号朗読〕

植地副町長の現任期は本年3月22日までとなっておりますので、引き続き副町長として御同意を賜りたくお願いするものでございます。御同意いただけましたなら、任期は平成26年3月23日から平成30年3月22日までの4年間となります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

〔副町長 植地篤延君 着席〕

○議長（森本隆夫君） ただいま副町長選任の同意を受けた植地篤延君より挨拶を受けたいと思います。

副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） このたび副町長の選任に際し、皆様方には御承認を賜り厚く御礼申し上げます。

省みますれば4年前、この御承認を得、町行政には全く不案内な中、副町長に就任して、それこそなりふり構わず取り組んでまいりました。その間、議員の皆様方の御指導、御鞭撻を初め、役場職員の助力を得ながらのものでありました。次々と発生する各事象について、果たして住民の方々のニーズに応え得ているのかと自問することも多々ありました。

これらの反省を踏まえまして、2期目の就任に当たり心を新たにし、私の信条でございます不惜身命、誠心誠意を持って町長をよく補佐し、職員と一丸となって町行政の発展に寄与する所存でございます。皆様方の変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りたく、謹んでお願い申し上げます。御礼の御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 以上で挨拶を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時16分 散会